

第一編 総規 第一章 組織 (山口県行政組織規則)

(行政組織の分類)

第二条 前条の行政組織は、本庁、出先機関及び附属機関(以下この章において「機関」という。)に分類するものとする。

(用語の意義)

第三条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 本庁 山口県制条例(昭和三十一年山口県条例第四十二号)第一条の規定により設置された部及びこれに属する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十八条第一項の規定により設置する内部組織で第二章第一節で定めるもの(以下「知事部局」という。)
- 二 並びに地方自治法第七十一条第五項の規定により設置する会計管理者の補助組織で第二章第二節で定めるものをいう。

- 一 出先機関 地方自治法第五十六条第一項の規定により設置された行政機関、地方自治法第五十八条第一項の規定により設置する内部組織のうち本庁に属しないもの及び地方自治法第二百四十四条第一項の規定により設置された公の施設をいう。
- 三 附属機関 地方自治法第三十八条の四第三項の規定により設置された審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をいう。

四 役付職員 職員の職の設置等に関する規則(昭和三十六年山口県規則第五十二号)別表第一組織上の職の表に掲げる職名を有する職員をいう。

五 庶務に関すること。 次に掲げる事務をいう。

- イ 公印の管守に関すること。
- ロ 職員の身分、服務、福利厚生及び健康管理に関すること。
- ハ 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- ニ 予算経理に関すること。
- ホ 所内の取締りに関すること。
- ヘ 日直及び宿直に関すること。
- ト 建物その他の公有財産及び物品に関すること。
- チ 他の分課の所管に属しない事項に関すること。

(昭四四規則一六・昭六〇規則三六・平二規則五六・平一六規則二七・平一九規則三一一部改正)

(規定の範囲)

第四条 機関の設置、内部組織、分掌事務等については、法令及び条例に定めがあるものを除くほか、この規則で定めるものとする。

2 法令又は条例の定めにより設置された機関の名称、位置及び管轄区域等についても、必要な事項は、この規則に掲記するものとす。

B (山口例〇三三五八〜六〇)

する。

(平一六規則一七・一部改正)

(組織の特例)

第五条 知事は、臨時又は特別の事務を処理するため必要があると認めるときは、この規則の定めにかかわらず、特に職員を指定し、又は別に組織を設けて処理させることができる。

(行政機能の発揮)

第六条 機関は、知事の統轄のもとで、相互の連絡を図り、すべて一体として行政機能を発揮するように努めなければならない。

(地域行政連絡協議会)

第七条 出先機関相互の連絡調整を行うとともに、市町との緊密な連携を保ち、もつて地域における県行政の総合的で円滑な推進を図るため、地域行政連絡協議会を置く。

2 地域行政連絡協議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(平九規則七二・全改、平一八規則一〇・一部改正)

第二章 本庁

第一節 知事部局

第一款 分課

(局、課、室、班及び分室)

第一編 総規 第一章 組織 (山口県行政組織規則)

B (山口例〇三三五八〜六〇)

第八条 地方自治法第五十八条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる部にそれぞれ同表の中欄に掲げる局、課及び室を置き、これらの課及び室にそれぞれ同表の下欄に掲げる班を置く。

部 務 総		部
局・課・室	班	
人事課	総務企画班 人事班 行政管理班 給与班	
給与厚生課	経理班 給付班 保健福利班 給与支払班 旅費報酬班	
学事文書課	学事宗務班 法令班 情報公開・文書班 私学振興班 大学班	
管財課	庁舎管理班 財産活用班 施設マネジメント推進班 設備管理班	
管財課	管理班 企画班 徴収対策班 収納・シス テム管理班 課税班	
税務課	管理班 企画班 徴収対策班 収納・シス テム管理班 課税班	
防災危機管理課	防災企画班 危機対策班 通信管理班	
消防保安課	消防救急班 産業保安班	
岩国基地対策室		
財政課		
秘書課		

部 画 企 合 総									
政策企画課	やまぐち未 来のまち開 発室	広報広聴課	統計分析課	中山間地域 づくり推進 課	市 町 課	局進推ルタジデ			
						課	課	課	課
総務企画班 政策班 調整班 土地・水資 源対策班		広聴企画班 広報推進班	統計情報班 人口統計班 商工労働統計班 経済学事統計班 調査分析班	地域づくり班 やまぐち暮らし創造班	地域企画班 行政班 財政班 地方債・公 営企業班 税政班	調整班 企画班 社会実装推進班	デジタル政策 課	デジタル ガ ル バ メン ト 推 進 課	行政DX推進班 ネットワーク班 システ ム班

部 働 勞 業 産									
薬務課	長寿社会課	障害者支援 課	局援応て育子・もどこ		産業政策課	産業脱炭素 化推進室	企業立地推 進課	経営金融課	イノベーション 推進 課
			子ども 政策課	子ども 家庭課					
薬事班 製薬指導班 麻薬毒劇物班	生涯現役推進班 地域包括ケア推進班 施設 援護班 介護保険班	在宅福祉推進班 施設福祉推進班 社会参 加推進班	少子化対策推進班 保育・母子保健班	児童環境班 青少年・家庭福祉班	総務企画班 産業企画班 産業資源班 電力対策班		指導班 経営支援班 金融支援班	新事業支援班 技術革新支援班 次世代産 業推進班	

部 社 福 康 健					部 活 生 境 環				
健康増進課	医療保険課	医療政策課	厚政課	自然保護課	環境政策課	生活衛生課	廃棄物・リ サイクル対 策課	男女共同参 画課	県民生活課
健康づくり班 感染症班 精神・難病班	医療指導班 保険指導班 県立病院班	看護指導班	医療企画班 医療対策班 医師確保対策班	自然・野生生物保護班 自然共生推進班	環境企画班 地球温暖化対策班 大気・化 学物質環境班 水環境班 環境アセスメン ト班	指導班 水道班 食の安心・安全推進班 乳肉衛生・動物愛護班	広域指導班 産業廃棄物指導班 適正処理 推進班 ゼロエミッション推進班		総務企画班 県民活動推進班 地域安心・ 安全推進班

部 産 水 林 農					部 化 文 ツ ー ポ ス 光 観				
まぐち推進 課	ぶちうまや 推進班	農林水産政 策課	文化振興課	進課	観光プロ モーション 推進室	観光政策課	産業人材課	労働政策課	労働福祉課
市場・金融班 販路開拓推進班 6次産業 推進班		総務管理班 企画調整班 団体指導班 農 山漁村女性活躍推進班 鳥獣被害対策班	地域文化班 文化環境班 文化財班	地域スポーツ班 競技スポーツ班	インバウン ド推進室	観光政策班	総務企画班 観光政策班	労働福祉班 雇用・労働企画班 働き方改 革推進班	

B (山口例①三三八〜六〇)

B (山口例①三三八〜六〇)

土木建築部		農業者振興課	農村整備課	畜産振興課	森林企画課	森林整備課	水産振興課	漁港漁場整備課	監理課	技術管理課	道路整備課	道路建設課	都市計画課																													
農地調整班	農産班	園芸振興班	農業技術班	経営体育成班	衛生・飼料班	生産班	林業振興班	林業企画班	事業体支援班	林地保全班	治山林道班	造林保護班	水産管理班	経営体育成班	生産振興班	漁業調整取縮班	漁港管理班	計画班	整備班	総務管理班	企画調整班	建設業班	用地補償班	經理班	企画班	建設DX推進班	技術指導班	工事検査班	情報管理班	監察班	路政班	整備班	市町道班	管理班	建設班	道路企画班	調整班	街路公園班	市街地整備班	まちづくり推進班	下水道班	流域下水道班

山口きらら博記念公園交流拠点化推進室	砂防課	河川課	港湾課	建築指導課	住宅課
管理班	砂防保全班	水政班	計画調整班	事業班	ダム班
管理班	災害復旧班	管理班	港政班	計画振興班	事業班
管理班	管理班	指導班	審査班	開発審査班	管轄調整班
管轄第一班	管轄第二班	電気設備班	機械設備班	管理班	住宅企画班
民間住宅支援班	県営住宅管理班	県営住宅計画班	県営住宅整備班		

2 前項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる課にそれぞれ同表の中欄に掲げる分室を置き、これらの分室にそれぞれ同表の下欄に掲げる班を置く。

課	分室	班
防災危機管理課	消防防災航空センター	

B [山口例①三五八〜六〇]

B [山口例①三五八〜六〇]

国民生活課	消費生活センター	消費者政策班	消費者教育・相談班
-------	----------	--------	-----------

3 第一項に規定する課のうち、人事課、政策企画課、国民生活課、厚政課、産業政策課、観光政策課、農林水産政策課及び監理課をこれらの課がそれぞれ所屬する部の主管課とする。

- (昭四四規則一六・昭四五規則二二・昭四六規則一八・昭四七規則三五・昭四八規則二二・昭四七規則七〇・昭四九規則五・昭四九規則一八・昭四九規則三五の二・昭四九規則四二・昭五〇規則二五・昭五一規則二四・昭五一規則四四・昭五二規則一五・昭五三規則一〇・昭五四規則二二・昭五四規則五九・昭五五規則一五・昭五六規則三三・昭五七規則一九・昭五八規則九・昭五九規則二七・昭六〇規則二六・昭六一規則二四・昭六二規則二七・昭六三規則一五・昭六四規則一一・昭六五規則一五・昭六六規則一六・昭六七規則一四・昭六八規則一八・昭六九規則一〇八・昭七〇規則三三・昭七一規則一七・昭七二規則一四・昭七三規則一〇・昭七四規則一〇八・昭七五規則一四・昭七六規則一五・昭七七規則一五・昭七八規則一四・昭七九規則一四・昭八〇規則一四・昭八一規則一四・昭八二規則一四・昭八三規則一四・昭八四規則一四・昭八五規則一四・昭八六規則一四・昭八七規則一四・昭八八規則一四・昭八九規則一四・昭九〇規則一四・昭九一規則一四・昭九二規則一四・昭九三規則一四・昭九四規則一四・昭九五規則一四・昭九六規則一四・昭九七規則一四・昭九八規則一四・昭九九規則一四・昭一〇〇規則一四

第九條 課及び分室の分掌事務は、次のとおりとする。

(課、室及び分室の分掌事務)

第二款 課、室及び分室の分掌事務

部	課	分掌事務
総務部 <td>人事課 <td>一 行幸啓等皇室に関すること。 二 組織及び定員に関すること。 三 職員任免、給与、分限、懲戒及び服務に関すること。 四 職員の人事評価及び研修に関すること。 五 栄典及び表彰に関すること。 六 人事委員会との連絡に関すること。 七 庁中儀式に関すること。 八 行政運営の合理化及び近代化に関する研究及び推進に関すること。 九 行政一般の監察に関すること。 十 事務考査に関すること。</td> </td>	人事課 <td>一 行幸啓等皇室に関すること。 二 組織及び定員に関すること。 三 職員任免、給与、分限、懲戒及び服務に関すること。 四 職員の人事評価及び研修に関すること。 五 栄典及び表彰に関すること。 六 人事委員会との連絡に関すること。 七 庁中儀式に関すること。 八 行政運営の合理化及び近代化に関する研究及び推進に関すること。 九 行政一般の監察に関すること。 十 事務考査に関すること。</td>	一 行幸啓等皇室に関すること。 二 組織及び定員に関すること。 三 職員任免、給与、分限、懲戒及び服務に関すること。 四 職員の人事評価及び研修に関すること。 五 栄典及び表彰に関すること。 六 人事委員会との連絡に関すること。 七 庁中儀式に関すること。 八 行政運営の合理化及び近代化に関する研究及び推進に関すること。 九 行政一般の監察に関すること。 十 事務考査に関すること。

課画参同共女男	課策政境環
一 男女共同参画の推進及び総合調整に関すること。 二 男女共同参画相談センター及び大内寮に関すること。	一 環境の保全及び快適な地域環境の形成に係る基本的施策の企画、調整及び推進に関すること。 二 環境基本計画の推進に関すること。 三 環境の状況及び環境の保全に関する施策についての報告に関すること。 四 地球温暖化対策の推進に関すること。 五 環境の管理に関すること。 六 公害の紛争等の処理に関すること。 七 公害防止計画の策定及び推進に関すること。 八 大気の汚染の防止等に関すること。 九 騒音及び振動の防止等に関すること。 十 悪臭の防止等に関すること。 十一 化学物質の対策に関すること。 十二 水質の汚濁の防止等に関すること。 十三 環境影響評価の審査及び指導に関すること。
一 興行場、旅館及び公衆浴場に関すること。 二 理容師、美容師及びクリーニンング業に関すること。	

リ・物棄廃	課生衛活生
一 廃棄物対策及びリサイクルの促進に関する総合調整に関すること。 二 産業廃棄物に関すること。 三 一般廃棄物に関すること。	三 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。 四 公衆浴場入浴料金の統制額指定に関すること。 五 住宅宿泊事業に関すること。 六 墓地、埋葬等に関すること。 七 建築物における衛生的環境の確保に関すること。 八 水道に関すること。 九 飲料水の適否検査等に関すること。 十 安心で安全な食の確保に関すること。 十一 食品衛生に関すること。 十二 食品に関する表示に関すること。 十三 調理師、製菓衛生師及びふぐ処理師に関すること。 十四 食肉の衛生に関すること。 十五 化製場等に関すること。 十六 動物の管理に関すること。 十七 動物愛護センターに関すること。

B (山口例)三三五(六〇)



B (山口例)三三八(六〇)

課政厚	課護保然自	課策対ルクイサ
一 保健、医療及び福祉に関する基本的施策の企画、調整及び推進に関すること。 二 社会福祉事業(他の課の主管に属するものを除く。)に関すること。 三 生活保護に関すること。 四 保護施設に関すること。	一 自然公園の整備及び管理に関すること。 二 自然環境保全地域、緑地環境保全地域及び自然記念物の指定及び保全に関すること。 三 自然海岸保全地区の指定及び保全に関すること。 四 自然公園の整備及び管理に関すること。 五 自然公園の保護及び利用計画に関すること。 六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。 七 希少な野生生物の保護に関すること(他の課の主管に属するものを除く。) 八 環境緑化に関すること。 九 自然公園施設及び自然観察公園に関すること。	四 循環型社会の形成の推進に関すること。 五 浄化槽に関すること(浄化槽工事業者に関するものを除く。) 六 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関すること。

課策政療医
一 医師及び歯科医師に関すること。 二 保健師、助産師及び看護師(健康増進課の主管に属するものを除く。)に関すること。 三 保健医療計画に関すること。 四 救急医療及びへき地医療に関すること。 五 死体解剖、角膜移植その他医療社会事業に関すること。 六 がん対策に関すること。 七 周産期医療対策に関すること。 八 自治医科大学及び医学士修学資金等に関すること。 九 国民健康保険に関すること。 十 後期高齢者医療に関すること。

課 進 増 康 健	課 險 保 務 医
一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。 二 歯科保健並びに歯科衛生士及び歯科技工士に関すること。 三 健康づくりの指導に関すること。 四 栄養改善及び栄養士に関すること。 五 健康増進事業に関すること。 六 食育に関すること。 七 身体障害児の療育指導及び育成医療並びに結核児童の療育医療に関すること。 八 診療放射線技師及び診療エックス線技師並びに臨床検査技師及び衛生検査技師に関すること。 九 結核、エイズその他の感染症に関すること。 十 検疫に関すること。 十一 予防接種に関すること。	三 理学療法士及び作業療法士に関すること。 四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師に関すること。 五 病院、診療所及び助産所に関すること。 六 原子爆弾被爆者の援護に関すること。 七 救看護学校に関すること。 八 地方独立行政法人山口県立病院機構に関すること。

者害障	課 会 社 寿 長	課 務 業
一 障害者及び障害児の福祉に関すること。 二 心身障害者扶養共済制度に関すること。 三 障害者支援施設等に関すること。	一 高齢者対策の総合調整に関すること。 二 高齢者の福祉に関すること。 三 老人福祉施設に関すること。 四 戦傷病者、戦没者遺族、引揚者等の援護に関すること。 五 旧軍人軍属等の恩給等に関すること。 六 戦没者の慰霊に関すること。 七 介護保険に関すること。	一 薬事に関すること。 二 薬剤師に関すること。 三 毒物及び劇物並びに麻薬、覚醒剤その他の薬物に関すること。 四 血液対策に関すること。 五 温泉に関すること。 六 高齢者対策の総合調整に関すること。 七 高齢者の福祉に関すること。 八 老人福祉施設に関すること。 九 戦傷病者、戦没者遺族、引揚者等の援護に関すること。 十 旧軍人軍属等の恩給等に関すること。 十一 戦没者の慰霊に関すること。 十二 精神保健に関すること。 十三 難病に関すること。 十四 保健師業務の指導に関すること。 十五 精神保健福祉センター及び健康づくりセンターに関すること。

課 策 政 も ど こ	課 庭 家 も ど こ	課 授 支
一 児童の福祉(障害者支援課及び子ども家庭課の主管に属するものを除く。)に関すること。 二 助産施設、乳児院及び児童養護施設に関すること。 三 児童委員等に関すること。 四 青少年の健全育成の推進及び調整に関すること。	一 母子生活支援施設に関すること。 二 児童扶養手当、特別児童扶養手当及び児童手当に関すること。 三 児童相談所、育成学校、みほり学園及び母子・父子福祉センターに関すること。	一 児童の福祉(障害者支援課及び子ども家庭課の主管に属するものを除く。)に関すること。 二 少子化対策の推進及び調整に関すること。 三 教育・保育施設に関すること。 四 母子保健に関すること。 五 知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、身体障害者福祉センター、点字図書館及び聴覚障害者情報センターに関すること。 六 児童の福祉(障害者支援課及び子ども家庭課の主管に属するものを除く。)に関すること。 七 少子化対策の推進及び調整に関すること。 八 教育・保育施設に関すること。 九 母子保健に関すること。

B [山口例①三三八一六〇]

部 働 勞 業 産		
課 進 推 地 立 業 企	室 進 推 化 素 炭 脱 業 産	課 策 政 業 産
一 企業等の誘致に関すること。 二 産業団地等の整備に関すること。 三 工場立地の適正化に関すること。	産業分野における脱炭素化に関する施策の企画、総合調整及び推進に関すること。	一 産業(農林水産業を除く。)及び労働に関する施策の総合企画及び調整に関すること。 二 産業経済動向等の把握に関すること。 三 火災類の取締りに関すること。 四 採石に関すること。 五 砂利の採取に関すること(河川区域及び河川保全区域並びに一般海域に係る砂利の採取計画の認可等に関するものを除く。) 六 電気工事士及び電気工事業者に関すること。 七 電源及び石油貯蔵施設の立地調整等に関すること。 八 大阪事務所及び計量検定所に関すること。

B [山口例①三三八一六〇]

○一般職の職員等の旅費に関する条例

昭和二十九年十一月二十六日

山口県条例第六十号

定例県議会の議決を経て一般職の職員等の旅費に関する条例を次のように定める。

一般職の職員等の旅費に関する条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第十五条)
- 第二章 旅費額(第十六条—第二十九条)
- 第三章 雑則(第三十条—第三十三条)
- 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、公務のために旅行する一般職に属する職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員を含む。)で地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項に規定する企業職員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者以外のもの(以下「職員」という。)等に対し支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

2 県が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(昭三七条例二五・全改、昭四〇条例三・昭四〇条例五三・昭四一条例四七・一部改正)

(用語の意義)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 旅行命令権者 旅行命令又は旅行依頼の権限を有するものをいう。
- 二 内国旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。
- 三 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- 四 出張 職員が公務のため一時その在勤公署(常時勤務する在勤公署のない職員については、その住所又は居所)を離れて旅行することをいう。
- 五 赴任 採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- 六 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- 七 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持している者をいう。

八 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この条例において「何級の職務」という場合には、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)第四条第一項第一号に規定する行政職給料表及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)第五条第一項第一号に規定する行政職給料表による当該級の職務並びに行政職給料表の適用を受けない者について規則で定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域)をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、在勤公署から八キロメートル以内の地域をいうものとする。

(昭三二条例一九・昭六〇条例三五・平一〇条例七・一部改正)

(旅費の支給)

第三条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 職員が出張又は赴任のための内国旅行(以下単に「旅行」という。)中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

二 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

三 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族

3 職員が前項第一号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条第一号、第四号若しくは第二十九条各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が旅行命令権者の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)が、その出発前に次条第三項の規定による旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額につき次の各号に定めるものを旅費として支給することができる。

一 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又は宿泊施設の利用を予約するために支払つた金額のうち、所要の払いもどし手続をとつたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかつた額。但し、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行についてこの条例により支給を受けることができた鉄道運賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれこえることができない。

二 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払つた金額で、当該旅行についてこの条例により支給を受けることができた移転料の額の三分の一に相当する額の範囲内の額

6 第一項、第二項及び前二項の規定により旅費の支給をうけることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)が旅行中交通機関の事故又は天災その他知事が定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に定める金額を旅費として支給することができる。

一 現に所持していた旅費額(輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの(以下「切符類」という。))を含む。以下本条において同じ。)の全部を喪失した時以来の旅行を完了するため、この条例の規定により支給することができる額

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額(切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額)を差し引いた額

(昭四八条例三二・令元条例一五・一部改正)

(旅行命令等)

第四条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によつて行われなければならない。

一 前条第一項の規定に該当する旅行 旅行命令

二 前条第四項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第五条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(当該旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を含む。)(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

一 旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合

二 公用の交通機関、宿泊施設等を利用する旅行その他の旅行の性質上、旅行者が当該旅行の実費を負担することが見込まれないものとして知事が別に定める場合

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、前項第二号に該当する場合は、この限りでない。

6 前二項の旅行命令簿等が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて知事が定めるものをいう。以下同じ。)をもつて提示することができる。

7 前三項の規定による旅行命令簿等の提示については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号。以下「情報通信技術利用条例」という。)第四条の規定は、適用しない。

8 旅行命令簿等の記載事項又は記録事項、様式その他の必要な事項は、知事が定める。

(平二一条例三八・一部改正)

(旅行命令等に従わない旅行)

第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第三項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に変更の必要性を証明するに足る資料を添付して旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前二項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ一キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。

6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

12 第三十条第一項に規定する旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

(平一五条例五二・一部改正)

(旅費の計算)

第七条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第八条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

- 一 鉄道 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- 二 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程
- 三 陸路 当該旅行の出発箇所又は目的箇所を起点として知事が定めるところにより計算した路程。
ただし、陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行についての陸路は、鉄道駅、波止場又は飛行場をも起点として計算した路程によることができる。

2 前項の規定により路程を計算し難い場合には、同項の規定にかかわらず、知事が別に定めるところにより路程を計算するものとする。

(昭六二条例一六・平一〇条例七・平一二条例四八・平一五条例一五・平一九条例三四・平二一条例三八・一部改正)

第九条 旅費計算上の旅行日数は、第三項の規定に該当する場合を除く外、旅行のために現に要した日数による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては四百キロメートル、水路旅行にあつては二百キロメートル、陸路旅行にあつては五十キロメートルについて一日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

2 前項但書の規定により通算した日数に一日未満の端数を生じたときは、これを一日とする。

3 第三条第二項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第一項但書及び前項の規定により計算した日数による。

第十条 旅行者が同一地域(第二条第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における旅行雑費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して、次の各号に掲げる額に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

一 滞在日数三十日を超える場合には、その超える日数について定額の二割

二 滞在日数六十日を超える場合には、その超える日数について定額の二割

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(昭五〇条例四一・平一五条例五二・一部改正)

第十一条 削除

(平二一条例三八)

第十二条 一日の旅行において、旅行雑費又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費又は宿泊料を支給する。

(平一五条例五二・一部改正)

第十三条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の等級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(昭三二条例一九・昭六〇条例三五・平二八条例五・一部改正)

(旅費の請求手続)

第十四条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支払担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 第一項の請求書が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法をもつて提出することができる。
- 5 前項の規定により請求書の提出が電磁的方法により行われたときは、知事が定める電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書を提出したものとみなす。
- 6 第一項の請求書の提出については、情報通信技術利用条例第三条の規定は、適用しない。
- 7 第一項の規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項又は記録事項及び様式並びに第二項及び第三項に規定する期間その他の必要な事項は、知事が定める。

(昭四一条例一九・平二一条例三八・一部改正)

(職員以外の者の旅費)

第十五条 第三条第四項の規定により支給する旅費は、別に定める場合の外、この条例又は山口県実費弁償条例(昭和三十一年山口県条例第二十二号)の規定に準じて知事が定める。

(昭四一条例一九・一部改正)

第二章 旅費額

(鉄道賃)

第十六条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- 一 その乗車に要する運賃
 - 二 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
 - 三 二級以上の職務にある者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第一号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
 - 四 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃、第二号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第二号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。
 - 一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のもの
 - 二 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のもの
 - 3 第一項第四号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(昭三二条例一九・昭三三条例四八・昭三五条例三八・昭四〇条例三・昭四一条例一九・昭四四条例二一・昭四七条例五〇・昭五四条例二七・昭六〇条例三五・平二条例一七・平二一条例三八・一部改正)

(船賃)

第十七条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 二級以上の職務にある者については、中級の運賃

ロ 一級の職務にある者については、下級の運賃

二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 二級以上の職務にある者については、上級の運賃

ロ 一級の職務にある者については、下級の運賃

三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

四 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

五 二級以上の職務にある者が第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

六 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(昭三二条例一九・昭三七条例二五・昭四〇条例三・昭四一条例一九・昭四四条例二一・昭四七条例五〇・昭五四条例二七・昭六〇条例三五・平二条例一七・一部改正)

(航空賃)

第十八条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第十九条 車賃の額は、一キロメートルにつき三十円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(昭四八条例三二・昭四九条例九・昭五四条例二七・平二条例一七・平二一条例三八・一部改正)

(旅行雑費)

第二十条 旅行雑費の額は、一日につき三百円とする。

2 一回の旅行において、目的地が県外であり、かつ、当該目的地以外の目的地がないものとした場合の路程が百キロメートル以上の旅行における旅行雑費の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額による。

- 一 公共交通機関による旅行 一日につき 二千四百円
 - 二 公共交通機関によらない旅行 一日につき 千二百円
- (平一五条例五二・全改、平二一条例三八・一部改正)

(宿泊料)

第二十一条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第二十二条 食卓料の額は、別表の定額による。

- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第二十三条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- 一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表の定額による額
- 二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額
- 三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)
- 2 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項第三号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第二十四条 着後手当の額は、旅行の区分に応じた旅行雑費定額の五日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の五夜分に相当する額による。

(平一五条例五二・一部改正)

(扶養親族移転料)

第二十五条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- 一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年令に従い、次の各号に規定する額の合計額
 - イ 十二歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の二に相当する額
 - ロ 十二歳未満六歳以上の者については、イに規定する額の二分の一に相当する額
 - ハ 六歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の一に相当する額。ただし、六歳未満の者を三人以上随伴するときは、二人を超

える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の二分の一に相当する金額を加算する。

二 前号の規定に該当する場合を除くほか、第二十三条第一項第一号又は第三号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

三 第一号イからハまでの規定により宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(昭三七条例二五・平一五条例五二・一部改正)

(在勤地内旅行の旅費)

第二十六条 在勤地内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、赴任を命ぜられた職員が、職員のための県設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表の路程五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額(扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額)の移転料を支給する。

2 前項ただし書の規定により移転料の額を計算する場合において、当該移転料の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平二一条例三八・全改)

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第二十七条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、前条第一項ただし書に該当する場合においては、同項ただし書に規定する額の移転料を支給する。

2 在勤地以外の同一地域内における旅行(第二十条第二項第一号に定める額の旅行雑費が支給される旅行に係るものに限る。)のうち路程百キロメートル未満のものについては、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される旅行雑費の額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

(平一五条例五二・平二一条例三八・一部改正)

(退職者等の旅費)

第二十八条 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

一 職員が出張中に退職等となつた場合には、次に規定する旅費

イ 退職等となつた日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日(以下「退職等を知つた日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

- ロ 退職等を知つた日の翌日から三月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費
- 二 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第二十九条 第三条第二項第二号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- 一 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費
- 二 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第一項第八号に掲げる順位により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- 3 第三条第二項第三号の規定により支給する旅費は、第二十五条第一項第一号に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第三章 雑則

(日額旅費)

第三十条 第六条第一項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めたものについて知事が定める。

- 一 測量、調査、土木営繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行
- 二 長時間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行
- 三 前二号に掲げる旅行を除く外、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張
- 2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、知事が定める。但し、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第六条第一項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準をこえることができない。

(外国旅行の旅費)

第三十一条 外国旅行の旅費については、知事が国の例に準じてその都度定める。

(旅費の調整)

第三十二条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定により旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、知事に協議して定める旅費を支給することができる。

(昭三一条例三〇・昭四一条例一九・平一〇条例七・平一五条例五二・一部改正)

(知事への委任)

第三十三条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

(昭三一条例三〇・追加、昭三二条例一九・旧第三十五条繰上)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後出発する旅行から適用する。
- 2 鉄道賃及び船賃の額については、任命権者が知事に協議して定める旅行(公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。)のため支給するものを除き、当分の間、第十七条第一項第二号イ中「上級の運賃」とあるのは「下級の運賃」とし、第十六条第一項第三号及び第十七条第一項第五号の規定は適用しない。

(昭五四条例二七・全改、平二一条例三八・一部改正)

付 則(昭和三一年条例第三〇号)

この条例は、公布の日から施行し、同日以後出発する旅行から適用する。

付 則(昭和三二年条例第一九号)抄

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和三二年規則第九〇号の二で昭和三二年一二月一日から施行)

- 2 この条例による改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。
- 3 改正後の条例第十六条、第十七条及び第十九条に規定する鉄道賃、船賃及び車賃については、知事は、これらの規定にかかわらず、当分の間、国の職員との間の権衡及び職員の旅行の実態を考慮して職員に支給する旅客運賃の額の調整をすることができる。

(昭四五条例三三・昭四九条例九・一部改正)

付 則(昭和三三年条例第四八号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年十月一日以後出発した旅行から適用する。

付 則(昭和三五年条例第三八号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十五年七月一日以後出発する旅行から適用する。

附 則(昭和三七年条例第二五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例及び一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(職員の給与等の特例に関する条例の一部改正)

- 3 職員の給与等の特例に関する条例(昭和三十九年山口県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(職員の給与等の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 改正後の職員の給与等の特例に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和三九年条例第三号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条及び第五条並びに附則第十五項の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

(一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

17 前項の規定による改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和四〇年条例第五三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四一年条例第一九号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和四一年条例第四七号)

この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。

附 則(昭和四四年条例第二一号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例、山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例並びに知事等の給与及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和四五年条例第三三号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例の規定及び第三条の規定による改正後の山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、昭和四十五年四月十七日から適用する。

(経過措置)

3 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例別表並びに改正後の山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例別表第二の規定は、昭和四十五年四月十七日以後に出発する旅行から適用し、改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例付則第三項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、これらの日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(旅費及び費用弁償の内払)

4 改正前の一般職の職員等の旅費に関する条例並びに山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて、昭和四十五年四月十七日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員及び山口県議会議員に支払われた旅費及び費用弁償は、それぞれ改正後の一般職の職員等の旅費

に関する条例並びに山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定による旅費及び費用弁償の内払とみなす。

附 則(昭和四七年条例第三七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和四七年条例第五〇号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第九項から附則第十二項まで及び附則第十四項の規定は、昭和四十八年一月一日から施行する。

附 則(昭和四八年条例第三二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例、山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、知事等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与及び旅費に関する条例の規定は、昭和四十八年四月一日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(旅費及び費用弁償の内払)

- 3 改正前の一般職の職員等の旅費に関する条例、山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、知事等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて、昭和四十八年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員、山口県議会議員、知事等及び教育長に支払われた旅費及び費用弁償は、それぞれ改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例、山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、知事等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与及び旅費に関する条例の規定による旅費及び費用弁償の内払とみなす。

附 則(昭和四九年条例第九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例、一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例及び山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、昭和四十九年四月一日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和五〇年条例第四一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の旅行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和五四年条例第二七号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例(以下「改正後の職員等旅費条例」という。)の規定、改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の知事等給与条例」という。)の規定及び改正後の教育長の給与及び旅費に関する条例(以下「教育長給与条例」という。)の規定は、次項及び第四項に定めるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 改正後の職員等旅費条例第十六条第一項第六号、第二項及び第三項の規定、第十七条第一項第六号の規定、第十九条第一項の規定並びに別表の一の規定(着後手当に係る部分を除く。)、改正後の山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定、改正後の知事等給与条例別表の規定(着後手当に係る部分を除く。)並びに改正後の教育長給与条例別表の規定(着後手当に係る部分を除く。)は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 改正後の職員等旅費条例附則第二項の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和六〇年条例第三五号)抄

(施行期日等)

- この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和六〇年規則九五号で昭和六〇年一二月二六日から施行。ただし、附則第二十一項の規定は昭和六一年一月一日から施行)

附 則(昭和六二年条例第一六号)

この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例附則第二十六項及び第二十七項の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則(平成二年条例第一七号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第一条の規定による改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例(以下「改正後の職員等旅費条例」という。)第十九条第一項の規定及び別表の一の表の規定(着後手当に係る部分を除く。)並びに第二条の規定による改正後の山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例別表第二の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、か

つ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日以前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

- 3 改正後の職員等旅費条例別表の一の表の規定(着後手当に係る部分に限る。)及び別表の二の表の規定は、施行日以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成六年条例第三七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成一二年条例第四八号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一五年条例第一五号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第五二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例、山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、知事等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成一七年条例第一〇四号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第四条及び第六条の規定並びに附則第十項から第二十項まで、第二十二項及び第二十四項から第三十二項までの規定 平成十八年四月一日

(一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 29 前項の規定による改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例(以下この項において「改正後の旅費条例」という。)の規定は、切替日以後に出発する旅行から適用し、切替日前に出発した旅行については、なお従前の例による。この場合において、切替日の前日において二級の職務にあった者に対する改正後の旅費条例第十六条第一項第二号ロ及び第十七条第一項第一号ロの規定の適用については、その者が改正後の旅費条例における一級の職務にある間は、改正後の旅費条例第十六条第一項第

二号ロ中「二等」とあるのは「一等」と、改正後の旅費条例第十七条第一項第一号ロ中「下級」とあるのは「中級」とする。

附 則(平成一九年条例第三四号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則(平成二一年条例第三八号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成二一年規則第六五号で平成二一年一〇月一日から施行)

(経過措置)

- 2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成二八年条例第五号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(令和元年条例第一五号)

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

別表(第二十一条一第二十四条、第二十六条、第二十七条関係)

(昭四八条例三二・全改、昭四九条例九・昭五〇条例四一・昭五四条例二七・昭六〇条例三五・平二条例一七・平六条例三七・平一五条例五二・平一七条例一〇四・平二一条例三八・一部改正)

一 宿泊料及び食卓料

区分	宿泊料(一夜につき)		食卓料 (一夜につき)
	甲地方	乙地方	
七級以上の職務にある者	一三、一〇〇円	一一、八〇〇円	二、六〇〇円
六級以下の職務にある者	一〇、九〇〇円	九、八〇〇円	二、二〇〇円

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)別表第一に定める甲地方をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

二 移転料

区分	路程五十 キロメー トル未 満	路程五十 キロメー トル以上 百 キロメー トル未 満	路程百キ ロメー トル 以上三 百 キロメー トル未 満	路程三百 キロメー トル以上 五 百 キロメー トル未 満	路程五百 キロメー トル以上 千 キロメー トル未 満	路程千キ ロメー トル 以上千 五 百 キロメー トル未 満	路程千五 百 キロメー トル以上 二 千 キロメー トル未 満	路程二千 キロメー トル以上
七級以上の 職務にある 者	一二六、 〇〇〇円	一四四、 〇〇〇円	一七八、 〇〇〇円	二二〇、 〇〇〇円	二九二、 〇〇〇円	三〇六、 〇〇〇円	三二八、 〇〇〇円	三八一、 〇〇〇円
六級以下の 職務にある 者	一〇七、 〇〇〇円	一二三、 〇〇〇円	一五二、 〇〇〇円	一八七、 〇〇〇円	二四八、 〇〇〇円	二六一、 〇〇〇円	二七九、 〇〇〇円	三二四、 〇〇〇円

備考 離島に係る旅行の路程の計算については、水路四分の一キロメートルをもって路程一キロメ
トルとみなす。



山口県事務決裁規程

(知事の権限に属する事務の決裁権者)

第十五条 本庁の各課において共通に所掌される知事の権限に属する事務のうち財務会計に関するものの決裁権者は、別表第一に定めるとおりとする。

2 本庁の各課及び各室において共通に所掌される知事の権限に属する事務のうち財務会計に関する事務以外のものの決裁権者は、別表第二に定めるとおりとする。

3 前二項に規定するもののほか、本庁の各課及び各室において個別に所掌される知事の権限に属する事務の決裁権者は、別表第三に定めるとおりとする。

4 同一の事務について、第一項又は第二項の規定による決裁権者と前項の規定による決裁権者とが競合するときは、同項の規定による決裁権者が優先するものとする。

(会計管理者の権限に属する事務の決裁権者)

第十六条 会計管理者の権限に属する事務の決裁権者は、別表第四に定めるとおりとする。

(所属職員の専決)

第二十条 第十七条及び別表第一から別表第四までの規定にかかわらず、課長等が決裁権者と定められている事務のうち課長等が指定するものは、当該課長等が指定する所属職員が専決するものとする。

山口県事務決裁規程 別表第1 (第15条関係)

2. その他の財務会計に関する事務の決裁権者

種 類	事 項	知事	副知事	部局長	課長	副課長	所長	麻長	出先機関又は 出先機関	合議先
4. 会計規則の施行に関する事務	(1) 臨時の出納員の任命(会計規則第9条第4項、第5項)					○		○		
	(2) 分任出納員等の任命(会計規則第9条第6項)					○		○		
	(3) 調定又はその変更(会計規則第19-24条)					○		○		
	(4) 納入の通知(会計規則第27条、第28条)					○		○		
	(5) 減額調定をした場合の納付書の作成等(会計規則第29条第2項)					○		○		
	(6) 納入通知書等の亡失等の場合の納付書の送付(会計規則第30条第3項において準用する同条第1項)					○		○		
	(7) 証券につき支払がなかった場合の納付書の送付(会計規則第31条)					○		○		
	(8) 納入に関する書類の送付(会計規則第34条第3項)					○		○		
	(9) 歳入の徴収又は収納の事務の委託(会計規則第41条)				○			○		総務部長 (財政課長 経由。以下 この項にお いて同じ。) 会計管理者 (会計課長 経由。以下 この項に いて同じ。)
	(10) 支出負担行為又はその変更等(会計規則第49条、第50条)					○				
	(11) 支出命令(会計規則第56条)					○				
	(12) 資金前渡(会計規則第60条)	旅費及び食糧費(酒類が供される懇談会等に係るものに限る。)の支払に係るもの				○				
その他のもの					○					

種類	事務		決裁権者						出先機関
	事項		知事	副知事	部局長	部次長	課長等	副課長等	
1 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 条例の制定又は改廃の請求の要旨の公表及び議会に付議した結果の通知等(法第74条第2項、第3項)		○						
	(2) 知事の事務の委任及び臨時代理(法第153条)		○						
	(3) 所管庁の処分取消し及び停止(法第154条の2)		○						
	(4) 公共的団体等の事務の報告の徴収等(法第157条第2項)				○				
	(5) 公共的団体等の監督上必要な処分及び監督官庁の措置の申請(法第157条第3項)		○						
	(6) 専門委員の選任及び調査の委託(法第174条第1項―第3項)		○						
	(7) 監査の要求(法第199条第6項、第7項)		○						
	(8) 予算の執行に関する調査又は報告の徴収(法第221条第2項)				○				
	(9) 監査委員の勧告に基づく措置等(法第242条第9項)		○						
22 職員等の旅行命令等に関する事務	(1) 副知事の旅行命令又はその変更		○						
	(2) 職員等の旅行命令又はその変更	外国旅行に係るもの				○			
		内国旅行に係るもの	本庁の部又は局に置かれている役付職員、課長等及び所長			○			
			その他の職員					○	
		県内旅行に係るもの	本庁の部又は局に置かれている役付職員及び課長等			○			
	その他の職員							○	
(3) 非常勤職員の旅行命令又はその変更	県外旅行に係るもの				○				
	県内旅行に係るもの							○	
(4) 職員等に対する旅行依頼又はその変更								○	
23 職員の勤務時間等に関する事務	(1) 職員の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年山口県条例第11号)第5条)その他の職員の勤務時間等に関すること。						○		
24 職員の服務に関する事務	(1) 職務に専念する義務の免除(職務に専念する	本庁の部又は局に置かれている役付			○				

(会計管理者の権限に属する事務の決裁権者)

第十六条 会計管理者の権限に属する事務の決裁権者は、別表第四に定めるとおりとする。

別表第4(第16条関係) ※抜粋

課	事務			決裁権者		
	種類	事項		会計管理者	課長	
2	会計規則の施行に関する事務	(1) 支出負担行為の確認(会計規則第52条)	工事請負費	1億円以上の場合	○	
				5,000万円以上1億円未満の場合	○	
				5,000万円未満の場合		○
			委託料 使用料及び賃借料	5,000万円以上の場合	○	
		原材料費 公有財産購入費 備品購入費 負担金、補助及び交付金 貸付金 補償、補填及び賠償金 償還金、利子及び割引料 投資及び出資金 積立金 寄附金	5,000万円未満の場合		○	
			報酬 給料 職員手当等 共済費 災害補償費 恩給及び退職年金 報償費 旅費 交際費 需用費 役務費 扶助費 公課費 繰出金			○
			(2) 事務処理規程の承認(会計規則第181条)			○
	(3) 指定金融機関等の検査(会計規則第246条)			○		
	(4) 委託に係る歳入の徴収等又は支出の事務についての検査(会計規則第247条)			○		
	(5) 重要事項の報告(会計規則第249条)			○		
	(6) (1)から(5)までに掲げる事項以外の会計規則の施行に関すること。				○	

備考 決裁権者欄の○印は、事務欄の事務の区分ごとに当該事務の決裁権者を示す。

○山口県職員服務規程

(復命)第二十条 職員は、出張の用務を終わつて帰庁したときは、速やかに書面(一般職の職員等の旅費に関する条例第四条第五項ただし書の規定により旅行命令簿又は旅行依頼簿の提示がない旅行にあつては、口頭)により旅行命令権者に復命しなければならない。

○山口県職員服務規程

昭和二十九年四月二十三日

山口県訓令第十一号

庁中一般

各出先機関

山口県労働委員会事務局

山口県職員服務規程を次のように定める。

山口県職員服務規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、知事が任命する一般職に属する職員（学校に勤務する職員を除く。以下「職員」という。）の服務について、法令、条例、規則その他の規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(昭四〇訓令二・一部改正)

(服務の基準)

第二条 職員は、県民全体の奉仕者であることを自覚し、常に公共の利益のために、公正にしてかつ能率的な職務の遂行に専念しなければならない。

(昭四〇訓令二・一部改正)

(服務に関する専行権限の範囲)

第三条 この訓令において知事が行なうこととされる事項は、特に定める場合を除き、事務の専行に関する規程その他の規程の定めるところによつて職員の服務に関する願い及び届けの処理について知事の権限を専行する者が行なう権限事項に含まないものとする。

(昭四〇訓令二・一部改正)

(服務の宣誓)

第四条 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年山口県条例第三号）に基づき知事に提出された宣誓書は、宣誓者の在職中、人事課長が保存する。

(昭三九訓令七・昭四〇訓令二・平一四訓令二・令三訓令五・一部改正)

(新任職員の人事記録カード等の提出)

第五条 新たに職員となつた者は、着任後すみやかに別記第一号様式による人事記録カードを所属長を経て人事課長に、別記第二号様式による住所届を所属長にそれぞれ提出しなければならない。

(昭三九訓令七・昭三九訓令八二・一部改正)

(氏名異動の届出等)

第六条 職員は、氏名若しくは本籍に異動があつたとき又は学歴若しくは資格を新たに取得したときは、すみやかに戸籍抄本、卒業証明書の写し又は資格取得証明書の写しを添付して、所属長を経て人事課長に届け出なければならない。

2 職員は、住所に異動があつたときは、改めて住所届を所属長に提出しなければならない。

(昭三九訓令七・昭三九訓令八二・昭四〇訓令二・一部改正)

(職員証)

第七条 職員は、山口県職員証取扱規程(昭和三十二年山口県訓令第十二号)の定めるところにより、山口県職員証を常に所持しなければならない。

(昭三九訓令八六・一部改正)

(職員記章)

第八条 職員は、山口県職員記章取扱規程(昭和三十二年山口県訓令第十三号)の定めるところにより、山口県職員記章を常に着用しなければならない。

(昭三九訓令八六・一部改正)

(秘密保持)

第九条 職員が法令による証人、鑑定人等として職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

(休暇簿の様式)

第九条の二 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成七年山口県人事委員会規則第七号。以下「勤務時間規則」という。)第十七条各項(第四項を除く。)の休暇簿は、別記第三号様式による。

(平七訓令五・全改)

(病気休暇に係る証明書類)

第九条の三 職員は、勤務時間規則第十七条第二項の規定による病気休暇(結核性疾患によるものを除く。)の請求をするときは、医師の診断書(引き続き五日以上勤務することができない場合又は所属長が必要があると認める場合に限る。)を提出しなければならない。

(平七訓令五・追加)

(特別休暇に係る証明書類)

第九条の四 職員は、勤務時間規則第十七条第二項の規定による特別休暇(勤務時間規則第十二条第十五号から第十七号までに掲げる場合の特別休暇に限る。)の請求をするときは、医師又は助産師の証明書(勤務時間規則第十二条第十六号に掲げる場合の特別休暇の場合

にあつては、医師の証明書)を提出しなければならない。ただし、勤務時間規則第十二条第十五号及び第十七号に掲げる場合の特別休暇の場合において、所属長に母子健康手帳を提示するときは、この限りでない。

- 2 職員は、勤務時間規則第十二条第五号又は第六号の規定による申出をするときは、所属長に医師の証明書を提出しなければならない。
- 3 職員は、勤務時間規則第十七条第四項の規定による届出をするときは、医師又は助産師の証明書を提出しなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

(平七訓令五・追加、平一四訓令二・一部改正)

(職務専念義務の免除の申請手続等)

第十条 職員は、次の各号に掲げる場合において、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年山口県条例第四号。以下「特例条例」という。)に基づき職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 通信教育による面接授業に参加する場合にあつては、その参加することについて、あらかじめ、その参加しようとする期間その他必要な事項を記載した書類により、知事の承認を得るものとする。

二 職務に関し、国又は他の地方公共団体若しくは他の公益団体の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合にあつては、その従事することについて、あらかじめ、その兼ねようとする職、期間、その職務内容及び勤務の態様並びに兼ねることを必要とする理由その他必要な事項を記載した書類により、知事の承認を得るものとし、当該事務に従事するに当たつては、その都度所属長の承認を得るものとする。

三 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体の講師その他の職を兼ねて講演、講義等をする場合にあつては、その講演、講義等をするることについて、あらかじめ、その兼ねようとする職、期間、講演、講義等をする場所、その科目及び勤務の態様並びに兼ねることを必要とする理由その他必要な事項を記載した書類により、知事の承認を得るものとし、当該業務に従事するに当たつては、その都度、所属長の承認を得るものとする。

四 前三号に掲げる場合以外の場合にあつては、あらかじめ、別記第三号様式による休暇簿によつて、所属長の承認を得るものとする。

- 2 前項第四号の場合において、その勤務しない期間が一日に満たない場合は、半日又は一時間を単位として承認を得なければならない。
- 3 災害、急病その他やむを得ない理由により、あらかじめ第一項第四号に規定する手続を

執るいとまがないときは、所属長に申し出るとともに、事後速やかに同号の定めるところによつて、所属長の承認を得なければならない。

(昭三二訓令三・昭三三訓令八・昭四〇訓令二・昭四三訓令一一・昭四六訓令一・昭四七訓令八・昭四九訓令二・昭四九訓令一〇・昭五〇訓令二・昭六二訓令三・平七訓令五・一部改正)

(営利企業への従事等に係る許可の申請手続)

第十一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。次条及び第十三条第二項において「法」という。)第三十八条の規定に基づき、職員が営利企業への従事等をしようとするときは、当該営利企業への従事等に係る業務、期間、その職務内容、勤務の態様及び報酬並びに当該営利企業への従事等を必要とする理由その他必要な事項を記載した書類により、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

(昭四〇訓令二・昭四三訓令一一・平二八訓令三・一部改正)

(専従許可の申請手続)

第十一条の二 法第五十五条の二第一項ただし書の規定に基づき、職員が職員団体の業務にもつぱら従事しようとするときは、当該職員団体の名称及び当該職員団体における役職名並びに当該職員団体の業務にもつぱら従事しようとする期間その他必要な事項を記載した書類により、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

(昭四三訓令一一・追加)

(出勤)

第十二条 職員は、定刻までに出勤しなければならない。

(昭五四訓令九・全改)

(出勤状況整理簿等の整理保管)

第十三条 各課及び出先機関の長並びに労働委員会事務局長は、別記第四号様式による出勤状況整理簿及び休暇簿を整理保管するものとする。

2 各課及び出先機関の長並びに労働委員会事務局長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、該当する規定の区分に従つて、その都度、出勤状況整理簿に記録するものとする。ただし、第五号の場合において、その期間が一日に満たないときは、この限りでない。

一 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号。以下「勤務時間条例」という。)第五条の規定により週休日の振替等をされた場合

二 勤務時間条例第十条第一項の規定により代休日の指定をされた場合

- 三 勤務時間条例第十二条第三項の規定により年次有給休暇を受けた場合
 - 四 勤務時間条例第十九条の規定により病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、子育て支援部分休暇及び時間外勤務代替休暇の承認を得た場合
 - 五 勤務時間規則第十二条第五号又は第十七条第四項の規定により特別休暇に係る申出又は届出をした場合
 - 六 研修を受けるため特例条例第二条の規定により職務に専念する義務の免除について承認を得た場合
 - 七 前号に掲げる場合のほか、特例条例第二条の規定により職務に専念する義務の免除について承認を得た場合
 - 八 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年山口県条例第五十四号）第二条の規定により自己啓発等休業の承認を受けた場合
 - 九 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年山口県条例第二十五号）第二条の規定により配偶者同行休業の承認を受けた場合
 - 十 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項の規定により育児休業の承認を受けた場合
 - 十一 育児休業法第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた場合（育児休業法第十七条の規定による勤務をすることとなつた場合を含む。）
 - 十二 育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業の承認を受けた場合
 - 十三 職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年山口県条例第四号）第二条第一項の規定により修学部分休業の承認を受けた場合
 - 十四 職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年山口県条例第三十号）第二条第一項の規定により高齢者部分休業の承認を受けた場合
 - 十五 欠勤
 - 十六 出張
 - 十七 休職
 - 十八 法第五十五条の二第一項ただし書の規定によつて専ら職員団体の業務に従事する場合
 - 十九 停職
- 3 前項第三号、第四号、第六号、第七号又は第十二号から第十五号までのいずれかに該当する場合において、その期間が一日に満たないときは、出勤状況整理簿にその時間等を併

せ記録するものとする。

- 4 各課及び出先機関の長並びに労働委員会事務局長は、別に定めるところにより、所属職員の出勤状況を人事課長を経由して知事に報告しなければならない。

(昭三二訓令三・昭三九訓令七・昭四〇訓令二・昭四三訓令一一・昭四六訓令一・昭四九訓令一〇・昭五四訓令九・昭五六訓令四・平元訓令四・平七訓令五・平一六訓令九・平一七訓令一・平二〇訓令一・平二二訓令二・平二六訓令八・平二七訓令一・平二八訓令九・令五訓令一・一部改正)

(外出)

第十四条 職員は、勤務時間中、みだりに執務の場所を離れてはならない。

- 2 職員が勤務時間中執務の場所を離れようとするときは、上司の承認を得なければならない。

(昭三二訓令三・一部改正)

(退庁)

第十五条 職員が退庁するときは、重要な文書及び物品は非常持出の表示をした書箱等に、その他の文書及び物品は所定の場所に収めておかななければならない。

- 2 職員の退庁後宿直若しくは日直勤務の職員又は守衛等において管守を要する物品は、退庁の際、これらの者に引き継がなければならない。

(時間外勤務及び休日勤務)

第十六条 時間外勤務命令及び休日勤務命令は、別記第五号様式による時間外勤務・休日勤務命令簿（勤務時間整理簿）によつてするものとする。

(昭三二訓令一一・全改、昭三二訓令四一の二・昭四一訓令二・一部改正)

(宿直又は日直勤務)

第十七条 職員は、職員の日直宿直規則（昭和二十八年山口県規則第六十号）並びにこれに基づき本庁及び各出先機関ごとに定められる規程に従つて、宿直又は日直勤務に従事しなければならない。

(昭四〇訓令二・一部改正)

(公務旅行)

第十八条 職員が公務のために旅行するときは、一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年山口県条例第六十号）第四条第一項の規定によつて旅行命令権者が発する旅行命令等に従つてしなければならない。

(昭二九訓令三五・全改、昭四〇訓令二・一部改正)

(旅行命令等の変更の申請)

第十九条 職員が公務による旅行中、公務上の必要又は災害、急病その他やむを得ない理由により、旅行命令等に従つて旅行することができないときは、一般職の職員等の旅費に関する条例第五条第一項の規定によつて、旅行命令権者に旅行命令等の変更を申請しなければならない。この場合において、あらかじめ旅行命令等の変更を申請するいとまがないときは、旅行命令権者に連絡してその指示を受け、事後すみやかに所定の手続をとらなければならない。

(昭二九訓令三五・昭四〇訓令二・一部改正)

(復命)

第二十条 職員は、出張の用務を終わつて帰庁したときは、速やかに書面(一般職の職員等の旅費に関する条例第四条第五項ただし書の規定により旅行命令簿又は旅行依頼簿の提示がない旅行にあつては、口頭)により旅行命令権者に復命しなければならない。

(昭二九訓令三五・昭四〇訓令二・平九訓令四・平二一訓令七・一部改正)

(不在の場合の事務処理)

第二十一条 職員が出張、休暇等により不在となる場合は、担当事務を上司の指定する者に引き継ぎ、事務処理に遅滞を生じないようにしなければならない。

(着任の期限)

第二十二条 新たに職員となつた者又は転勤を命ぜられた職員は、すみやかに着任しなければならない。この場合において、新たに職員となつた日又は転勤を命ぜられた日から着任する日までの期間は、病気その他特別の理由により所属長の承認を受けた場合を除き、辞令又は通知を受けた日から七日をこえることができない。

(昭四〇訓令二・全改)

(事務の引継ぎ)

第二十三条 職員が転勤、休職、退職等によりその職を離れる場合は、担当事務を明細に記録した事務引継書によつて、後任者又は所属長の指定する者に引き継ぎ、これに連署して、すみやかに所属長に提出しなければならない。分掌事務の変更によつて事務の引継ぎを要する場合も、また同様とする。ただし、所属長が特に認めた場合は、口頭で事務の引継ぎをすることができる。

(昭四〇訓令二・一部改正)

(非常の際の処置)

第二十四条 職員は、庁舎又はその付近に、火災その他非常の事態が発生したとき若しくは

発生するおそれがあるとき又はその発生し、若しくは発生するおそれがある旨の連絡を受けたときは、直ちに登庁して上司の指揮を受け、必要な処置をとらなければならない。この場合において、事態が急迫しているため上司の指揮を受けるいとまがないときは、上司の指揮をまたず、臨機の処置をとらなければならない。

(昭四〇訓令二・全改)

(適用除外)

第二十五条 非常勤職員その他の職員で知事が指定するものについては、第四条から第六条までの規定及び第十三条中出勤状況整理簿に関する部分の規定の全部又は一部を適用しないことができる。

(昭四〇訓令二・全改、昭五四訓令九・一部改正)

(知事に対する申請の手続)

第二十六条 この訓令によつて知事の承認を得、又は許可を受けようとする場合の申請は、人事課長を経由してしなければならない。

(昭三九訓令七・昭四〇訓令二・一部改正)

(電子情報処理組織の使用等)

第二十七条 この訓令の規定（第五条（人事記録カードに関する部分に限る。）及び第六条第一項の規定を除く。）による申請、届出、命令、復命その他の通知のうち書面により行うこととされているものについては、当該規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 この訓令の規定により作成すべきこととされている書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成することができる。

(平一六訓令七・追加、平一七訓令一・令三訓令五・一部改正)

(その他)

第二十八条 この訓令の実施について必要な事項は、別に定める。

(昭四〇訓令二・一部改正、平一六訓令七・旧第二十七条繰下)

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 山口県庁処務細則（昭和十七年十一月山口県訓令人第一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 この訓令施行の日において現に在職する職員に対しては、その日において新たに職員となつた者とみなして、第五条中住所届に関する部分の規定を適用する。但し、別記第二号様式に準ずる様式による住所届を既に所属長に提出している職員については、この限りでない。
- 4 この訓令施行前に職員が職務に専念する義務の免除について得た承認又は営利企業等の従事について受けた許可で、その期間がこの訓令施行の日以降にわたるものは、それぞれ第十条の規定によつて得た承認又は第十一条の規定によつて受けた許可とみなす。
- 5 別記第三号様式及び別記第四号様式については、別に指定する日までは、なお、従前の様式によることができる。

附 則（昭和二九年訓令第三五号）

この訓令は、一般職の職員等の旅費に関する条例施行の日から施行する。

付 則（昭和三〇年訓令第四三号）

この訓令は、昭和三十一年一月一日から施行する。

付 則（昭和三二年訓令第三号）

この訓令は、昭和三十二年三月八日から施行する。

付 則（昭和三二年訓令第一一号）

この訓令は、昭和三十二年八月一日から施行する。

付 則（昭和三二年訓令第四一号の二）

この訓令は、昭和三十二年十二月二十日から施行する。

附 則（昭和三九年訓令第七号）

この訓令は、昭和三十九年一月十七日から施行する。

附 則（昭和三九年訓令第八二号）

この訓令は、昭和三十九年十一月十七日から施行する。

附 則（昭和三九年訓令第八六号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和四十年一月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年訓令第二号）

この訓令は、昭和四十年二月十二日から施行する。

附 則（昭和四〇年訓令第三九号）

この訓令は、昭和四十一年一月一日から施行する。

附 則（昭和四一年訓令第二号）

この訓令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四三年訓令第一一号）

この訓令は、昭和四十三年十二月十四日から施行する。

附 則（昭和四六年訓令第一号）

この訓令は、昭和四十六年二月十九日から施行する。

附 則（昭和四七年訓令第八号）

この訓令は、昭和四十八年一月一日から施行する。

附 則（昭和四九年訓令第二号）

この訓令は、昭和四十九年二月一日から施行する。

附 則（昭和四九年訓令第一〇号）

この訓令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年訓令第二号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五四年訓令第九号）

この訓令は、昭和五十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和五六年訓令第四号）

この訓令は、昭和五十六年四月十二日から施行する。

附 則（昭和六二年訓令第三号）

この訓令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成元年訓令第四号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成元年八月二十日から施行する。

（用紙の使用）

- 2 この訓令の施行の際、改正前の山口県職員服務規程に定める様式による人事記録カード等を印刷した用紙で使用中的のもの及び残存するものについては、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成六年訓令第三号）

この訓令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年訓令第一二号）

この訓令は、平成七年一月一日から施行する。

附 則（平成七年訓令第五号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成七年四月一日から施行する。

（用紙の使用）

- 2 この訓令の施行の際、改正前の山口県職員服務規程に定める様式による休暇簿等を印刷した用紙で使用中のもの及び残存するものについては、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成九年訓令第四号）

この訓令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年訓令第二号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

（用紙の使用）

- 2 この訓令の施行の際、改正前の山口県職員服務規程別記第一号様式による人事記録カードを印刷した用紙で使用中のもの及び残存するものについては、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一六年訓令第七号）

この訓令は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成一六年訓令第九号）

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成一七年訓令第一号）

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年訓令第四号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

（用紙の使用）

- 2 この訓令の施行の際、改正前の山口県職員服務規程別記第一号様式による人事記録カードを印刷した用紙で使用中のもの及び残存するものについては、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二〇年訓令第一号）

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年訓令第二号）

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年訓令第七号）

この訓令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二十二年訓令第二号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（用紙の使用）

- 2 この訓令の施行の際、改正前の山口県職員服務規程に定める様式による出勤状況整理簿等を印刷した用紙で使用中のもの及び残存するものについては、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二六年訓令第八号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成二十六年七月二十九日から施行する。

（用紙の使用）

- 2 この訓令の施行の際、改正前の山口県職員服務規程に定める様式による出勤状況整理簿を印刷した用紙で使用中のもの及び残存するものについては、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二七年訓令第一号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（用紙の使用）

- 2 この訓令の施行の際、改正前の山口県職員服務規程に定める様式による出勤状況整理簿を印刷した用紙で使用中のもの及び残存するものについては、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二八年訓令第三号）

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年訓令第九号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（用紙の使用）

2 この訓令の施行の際、改正前の山口県職員服務規程に定める様式による出勤状況整理簿を印刷した用紙で使用中のもの及び残存するものについては、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和元年訓令第四号）

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和三年訓令第五号）

この訓令は、令和三年三月二十六日から施行する。

附 則（令和四年訓令第一号）

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年訓令第一号）

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

別記第1号様式(第5条関係)

No. 1

(表)

人事記録カード 山口県

保存整理番号

年月 日撮影	写真 (30mm×24mm)	氏名	ふりがな		男・女	旧氏名	生年月日	年	月	日生	記事			
		本籍										職員証	職員記章	
学 歴	修学期間	学校名	学部科名	修学区分	資格免許	取得年月日	名			登録番号				
	～			卒業・修・中退										
前 歴	在職期間	換算	勤務先	備考	昇 任 歴	職	任用 年月日	年齢	期間	研 修	期 間			
	～	年月	年月			主任			年月		～			
歴	～					主査				～				
	～					課長				～				
	～					部次長				～				
	～					部長				～				
	～				職 種					～				
見出文字	職員番号	氏名	生年月日	性別	本籍	採用年月日	職 階	給 料	表			学 歴		
		ふりがな		男・女			役事 役技 現業	行海研	医 (一)	医 (二)	医 (三)	教 (一)	現 大・短・高・中	

(裏及び継続用紙)


No.

年月日	履 歴 事 項	発令機関	年月日	履 歴 事 項	発令機関

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第2号様式(第5条、第6条関係)

年 月 日提出

職 名		氏 名	
現 住 所		連 絡 先	電 話 自 宅 呼 出 し 局 番
<p>(現住所略図)</p> 			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式(第9条の2、第10条、第13条関係)

職 名										氏 名		
決 裁	所 属 長				出勤状況整理簿照合	請求等期日	年 月 日	請求者等の確認				
	月 日 時から 月 日 時まで (日 時間)	休 暇 等 区 分	年 休 間 他	傷 病 関 係 他	生 理 官 公 署 出 頭 父 母 の 祭 日 分 べ ん	非 常 災 害 公 民 権 行 使	交 通 機 械 結 核 其 他	休 暇 等 累 計	年	休	日	時 間
事 由								傷 病	日	時 間		
								そ の 他	日	時 間		
決 裁	所 属 長				出勤状況整理簿照合	請求等期日	年 月 日	請求者等の確認				
	月 日 時から 月 日 時まで (日 時間)	休 暇 等 区 分	年 休 間 他	傷 病 関 係 他	生 理 官 公 署 出 頭 父 母 の 祭 日 分 べ ん	非 常 災 害 公 民 権 行 使	交 通 機 械 結 核 其 他	休 暇 等 累 計	年	休	日	時 間
事 由								傷 病	日	時 間		
								そ の 他	日	時 間		

決裁	所属長				出勤状況整理簿照合	請求等期日	年 月 日	請求者等の確認	
	休暇等期間	月 日 時から 月 日 時まで (日 時間)	休暇等区分	年休 間の事故 婚他	傷病 官公署出頭 忌引 父母の祭日	生理 非常災害 公民権行使 分べん	交通機 結 その	休 暇 等 累 計	
事由								年 休	日 時間
								傷 病	日 時間
							そ の 他	日 時間	
決裁	所属長				出勤状況整理簿照合	請求等期日	年 月 日	請求者等の確認	
	休暇等期間	月 日 時から 月 日 時まで (日 時間)	休暇等区分	年休 間の事故 婚他	傷病 官公署出頭 忌引 父母の祭日	生理 非常災害 公民権行使 分べん	交通機 結 その	休 暇 等 累 計	
事由								年 休	日 時間
								傷 病	日 時間
							そ の 他	日 時間	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第4号様式(第13条関係)

(表)

年出勤状況整理簿		No.	職名		氏名		
日	月	1	2	3	4	5	6
1	16						
2	17						
3	18						
4	19						
5	20						
6	21						
7	22						
8	23						
9	24						
10	25						
11	26						
12	27						
13	28						
14	29						
15	30						
	31						
病 休(日・時)							
休職・停職・専休(日)							
特休(産休を除く。)(日・時・分)							
介 護 休 暇(日・時)							
介 護 時 間(時・分)							
子育て支援部分休暇(時・分)							
時間外勤務代替休暇(日・時・分)							
欠 勤(日・時)							
年 休(日・時)							
自 休(日)							
配 休(日)							
産 休 ・ 育 休(日・時・分)							
育 短(日・時・分)							
修 休(日・時・分)							
高 休(日・時・分)							
所 属 長 の 確 認							

(裏)

月		7	8	9	10	11	12
日							
1	16						
2	17						
3	18						
4	19						
5	20						
6	21						
7	22						
8	23						
9	24						
10	25						
11	26						
12	27						
13	28						
14	29						
15	30						
	31						
病 休(日・時)							
休職・停職・専休(日)							
特休(産休を除く。)(日・時・分)							
介 護 休 暇(日・時)							
介 護 時 間(時・分)							
子育て支援部分休暇(時・分)							
時間外勤務代替休暇(日・時・分)							
欠 勤(日・時)							
年 休(H・時)							
自 休(日)							
配 休(日)							
産 休 ・ 育 休(日・時・分)							
育 短(日・時・分)							
修 休(日・時・分)							
高 休(日・時・分)							
所 属 長 の 確 認							

要勤務日数
日
勤務日数
日
計

注 週休日及び休日については、別に定めるところにより、あらかじめ記入しておくこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第1号様式（第5条関係）

（昭39訓令82・全改、昭54訓令9・平元訓令4・平14訓令2・平19訓令4・令元訓令4・令4訓令1・一部改正）

第2号様式（第5条、第6条関係）

（昭40訓令2・全改、昭54訓令9・平元訓令4・平6訓令3・令元訓令4・一部改正）

第3号様式（第9条の2、第10条、第13条関係）

（昭54訓令9・平元訓令4・平6訓令12・平7訓令5・令元訓令4・令3訓令5・一部改正）

第4号様式（第13条関係）

（平6訓令12・全改、平7訓令5・平17訓令1・平20訓令1・平21訓令2・平22訓令2・平26訓令8・平27訓令1・平28訓令9・令元訓令4・令3訓令5・令5訓令1・一部改正）

第5号様式（第16条関係）

（平22訓令2・全改、令元訓令4・令3訓令5・一部改正）

(支出負担行為)

第四十七条 知事(麻にあつては、麻長)は、予算を執行しようとするときは、支出負担行為をするものとする。

第四十九条 知事(麻にあつては、麻長)は、支出負担行為をしようとするときは、別表第五(甲)に定める区分に従い、支出負担行為票に決裁をするものとする。ただし、別表第五(甲)に定める支出負担行為であつても、別表第五(乙)に定める経費に係る支出負担行為に該当するものについては、別表第五(乙)に定める区分に従い決裁をするものとする。

(支出負担行為の通知)

第五十一条 知事(麻にあつては、麻長)は、第四十九条の規定により支出負担行為をしたとき、又は前条の規定により支出負担行為の変更若しくは取消しをしたときは、その旨を、当該支出負担行為票に別表第五(甲)又は別表第五(乙)に掲げる当該支出負担行為に必要な主な書類その他当該支出負担行為に必要な書類を添付してこれを送付することにより、会計管理者(麻にあつては、麻の出納員)に通知するものとする。

(支出負担行為の確認)

第五十二条 会計管理者(麻にあつては、麻の出納員)は、前条の通知を受けたときは、当該支出負担行為について次に掲げる事項を審査の上、確認しなければならない。

- 一 所属年度又は支出科目に誤りがないか。
- 二 予算の目的に反していないか。
- 三 配当予算額又は令達予算額を超過していないか。
- 四 金額の算定に誤りがないか。
- 五 契約の締結の方法その他支出負担行為の方法が適正であるか。
- 六 その他法令に違反していないか。

(支出命令)

第五十六条 知事(麻にあつては、麻長)は、経費の支出をしようとするときは、会計管理者(麻にあつては、麻の出納員)にその支出命令をするものとする。

2 前項の支出命令は、請求書等に基づいて作成した支出票に決裁をした上、当該支出票に当該請求書等その他当該経費を支出するために必要な書類(給料その他の給与等に係る経費でその支払の際、所得税、道府県民税、市町村民税、共済組合掛金その他法令の規定により控除すべきものがある経費の支出をしようとするときは、控除内訳票を含む。)を添付して会計管理者(麻にあつては、麻の出納員)に送付することにより、これをするものとする。この場合において、県が第三債務者として債権差押の命令又は通知を受けた経費に係る支出票には差押債権者の氏名、差押金額その他当該差押債権に係る事項を明示するものとする。

3 第一項の支出命令は、歳出予算に定める各節ごとにこれをするものとする。

(支出命令の確認)

第五十七条 会計管理者(麻にあつては、麻の出納員)は、前条の規定により支出命令があつたときは、当該経費について、当該経費に係る支出票及びこれに添付された当該経費に係る請求書等その他当該

経費を支出するために必要な書類(次項において「支出票等」という。)により次に掲げる事項を審査の上、確認しなければならない。

- 一 支出命令が前条の規定に従い適正になされているか。
 - 二 支出負担行為の確認がなされているか。
 - 三 債務が確定しているか。
- 2 会計管理者(解にあつては、解の出納員)は、前項の規定による審査の結果、当該経費について同項各号に掲げる事項を確認できなかったときは、その理由を明示して会計管理者にあつては知事(解にあつては、解長)に当該支出票等を返付しなければならない。
 - 3 解の出納員は、第一項の規定による審査の結果、当該経費について同項各号に掲げる事項を確認したときは、直ちに当該確認に係る事項を会計管理者に報告しなければならない。
 - 4 会計管理者は、第一項の規定による審査の結果、当該経費について同項各号に掲げる事項を確認したときは、直ちに支払の手續をしなければならない。解の出納員から前項の規定による報告を受けた場合も、同様とする。

(口座振替)

- 第七十五条 会計管理者は、指定金融機関又は指定金融機関と為替取引のある金融機関に預金口座を設けている債権者から口座振替の方法により支払を受ける旨の申出があつたときは、資金交付通知書に口座振替依頼書及び口座振替一覧表を添え、これを取りまとめ店(指定金融機関に係るものに限る。)に交付して口座振替の手續をさせなければならない。
- 2 会計管理者は、指定代理金融機関又は信用事業を行う農業協同組合(県内に所在するものに限る。)に預金口座を設けている債権者から口座振替の方法により支払を受ける旨の申出があつたときは、資金交付通知書に口座振替依頼書及び口座振替一覧表を添え、これを取りまとめ店(指定代理金融機関に係るものに限る。)に交付して口座振替の手續をさせなければならない。
 - 3 会計管理者は、前二項の場合において、必要があると認めるときは、当該債権者に対して支払通知書を送付するものとする。
 - 4 第一項及び第二項の規定による支払の方法は、これを「口座振替」という。

別表第五(甲)(第四十九条、第五十一条関係) ※抜粋

支出負担行為の整理区分表

節区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類
旅費	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書 支出調書 事実を証明する書類

別表第1(第3条関係)

旅行命令・依頼簿


所属部課又は所属団体				長寿社会課援護班			住所又は居所			
職名又は職業				主幹			氏名		武林 弘子	
				職務の等級及び号給又は給料月額						
旅行命令 依頼	旅行命令 権者			発令・ 依頼 年月日	2022年 4月28日	用務先	山口県護国神社		旅行者 の確認	備考
				用務	山口県護国神社春季 慰霊大祭出席	旅期 行間	2022年 4月29日 から 2022年 4月29日 まで			
復命	旅行命令 権者			復年 月日	2022年 5月 2日	結又状	果は況 山口県護国神社春季慰霊大祭に出席した。		旅行者 の確認	
旅行命令 依頼	旅行命令 権者			発令・ 依頼 年月日		用務先			旅行者 の確認	備考
				用務		旅期 行間				
復命	旅行命令 権者			復年 月日		結又状	果は況		旅行者 の確認	

山口県護国神社





支出負担行為・支出票

乙第 10 号証

処理日	令和 4 年 6 月 10 日	起票日		支払指定日	年 月 日			
支出負担行為番号	22062000103			支出番号	00			
所属	13400 長寿社会課							
歳出科目等	年度	会計	繰越	款	項目	細目	事業	現年
	04	01	0	03	01	18	01	
	細目名称	遺家族等援護費 長寿						
	節・細節	09 00 旅費						
事業名称								
支出負担行為額	330 円			支出負担行為額累計 (目別)	14,724 円			
支出額	330 円			執行残額 (目別)	2,041,276 円			
控除額	0 円			支出負担行為額累計 (事業別)	円			
現支給額	330 円			執行残額 (事業別)	円			

内容 (理由・補記等)	091 旅費 / 4月分		
支出区分	1 精算払	履行確認日・印	
相手方 (債権者)	番号	4009279 〒 999-9999	
	住所	99000 13400 長寿社会課	
	氏名・名称	武林 弘子	
	支払方法		預金種別
金融機関			
口座番号		口座名義人	
資金番号		統計区分	
備考	源泉徴収の要否: 要 (源泉徴収税額 円) ・ 否		
支払日			



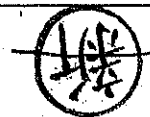
支支出出負担行為令	<input type="checkbox"/> 課長	<input type="checkbox"/> 副課長	<input checked="" type="checkbox"/> 主幹	主査	主任	担当	確支	<input type="checkbox"/> 会計 管理者	<input type="checkbox"/> 会計 課長	副課長	主幹	主査	担当	受 付
								認払						

別表第1(第3条関係)

旅 行 命 令 依 頼 簿

所 属 部 課 又 は 所 属 団 体				長寿社会課生涯現役推進班				住所又は居所		[Redacted]	
職 名 又 は 職 業				課長		氏名		田中 康史		職務の等級及び 号給又は給料月額	
旅行命令 依頼	旅行 命令 権者			発 令 年 月 日	2022年 4月28日	用 務 先	山口県護国神社		旅行者 の確認	備考	
				用 務	山口県護国神社春季 慰霊大祭	旅 行 間 期	2022年 4月29日 から 2022年 4月29日 まで				
復命	旅行 命令 権者			復 年 月 日	2022年 5月 2日	結 又 状	果 は 況	山口県護国神社春季慰霊大祭に出席した。			旅行者 の確認
旅行命令 依頼	旅行 命令 権者			発 令 年 月 日		用 務 先		旅行者 の確認	備考		
				用 務		旅 行 間 期					
復命	旅行 命令 権者			復 年 月 日		結 又 状	果 は 況			旅行者 の確認	

支出負担行為・支出票



処理日	令和4年5月31日	起票日		支払指定日	年 月 日
-----	-----------	-----	--	-------	-------

支出負担行為番号	22062000085	支出番号	00
----------	-------------	------	----

所屬	13400 長寿社会課
----	-------------

歳出科目等	年度	04	会計	繰越	款	項	目	細目	專業	現年	
	細目名称	遺家族等援護費 長寿									
	節・細節	09 00 旅費									

支出負担行為額	360	執行残額 (目別)	360	支出負担行為額累計	14,394
支出額	360	執行残額 (目別)	360	支出負担行為額累計	2,041,606
控除額	0	執行残額 (專業別)		支出負担行為額累計	
現支給額	360	執行残額 (專業別)	360		

内参 (理由・補記等)	091 旅費 4月分	支出区分	1 精算払	履行確認日・印	
-------------	------------	------	-------	---------	--

相手番号	号	4012181 / 〒 999-9999	氏名・名称	田中 康史	
	住所	99000 13400 長寿社会課			
権債 (者)	金融機関		支払方法	04 口座振替	
	口座番号		預金種別		
資金番号		統計区分			

備考	源泉徴収の要否: 要 (源泉徴収税額 (円) ・ 否)	支払日	
----	-----------------------------	-----	--

支出	支口課長 □副課長 / 主任 主査 担当	印	松
負担	支口会計 副課長 主任 主査 担当	印	松
行	管理者 課長	印	松
為命		印	松

○知事等の給与及び旅費に関する条例

昭和三十三年十月一日
山口県条例第二十号

知事等の給与及び旅費に関する条例をここに公布する。

知事等の給与及び旅費に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第三項の規定に基づき、知事等の受ける給与及び旅費について必要な事項を定めるものとする。

(昭三八条例七・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において知事等とは、次に掲げる者をいう。

- 一 知事
- 二 副知事
- 三 山口県公営企業管理者
- 四 教育長
- 五 人事委員会の常勤の委員
- 六 常勤の監査委員

(昭四一条例二六・昭四五条例三九・昭五〇条例二六・平一九条例六・平二七条例三・一部改正)

(給与の種類)

第三条 知事等の受ける給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、通勤手当及び期末手当とする。

(平四条例六・一部改正)

(給料)

第四条 知事等の給料月額は、別表に掲げるところによる。

(昭四一条例二六・昭四五条例三九・昭五四条例二七・一部改正)

第五条 新たに知事等になつた者には、その日から給料を支給する。ただし、退職し、又は失職した地方公務員又は国家公務員が即日知事等となつたときは、その日の翌日から給料を支給する。

第六条 知事等が退職、解職、失職、罷免又は免職により知事等でなくなつたときは、その日まで給料を支給する。

(昭四九条例六四・一部改正)

第六条の二 知事等が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

(昭四九条例六四・追加)

第七条 第五条又は第六条の規定により給料を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(昭四九条例六四・一部改正)

第八条 第五条から前条までに定めるもののほか、知事等の給料の支給方法については、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。

(昭三八条例七・全改、昭四六条例三二・一部改正)

(通勤手当及び期末手当)

第九条 知事等の通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、職員給与条例第十六条の五第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百六十五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、知事が定めるものとする。

(昭三八条例七・全改、昭四六条例三二・平二条例二六・平三条例二六・平四条例六・平一三条例四・平一四条例五八・平一五条例五八・平一七条例一〇四・平二一条例五二・平二二条例三五・平二六条例四四・平二八条例一五・平二八条例五五・平三一条例六・令元条例二三・令二条例四〇・令三条例五六・令四条例四五・一部改正)

(兼職者の給与の取扱い)

第十条 知事等が他の職員の職を兼ねる場合においても、その兼ねる職の職員として受けるべき給与又は報酬は、支給しない。

(昭三八条例七・一部改正)

(旅費)

第十一条 公務のため旅行する知事等に対し支給する旅費の額は、別表に掲げるところによる。ただし、一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年山口県条例第六十号。次項において「職員等旅費条例」という。)第二条第一項第二号に規定する内国旅行の場合における日当相当額については、同条例の規定により職員に支給される旅行雑費の額による。

2 知事等の旅費の支給については、職員等旅費条例の適用を受ける職員の例による。

(昭三八条例七・平一五条例五二・一部改正)

付 則

(施行日)

1 この条例は、公布の日から施行し、付則第五項の規定を除くほか、昭和三十二年四月一日から適用する。ただし、第十一条の規定は、規則で定める日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

(昭和三二年規則第九〇号の三で昭和三二年一二月一日から適用)

(昭四一条例二六・昭四四条例二一・平九条例三四・一部改正)

(給与の内払)

2 この条例の施行前に知事等の給与に関する条例(昭和二十六年二月山口県条例第一号)の規定に基づいてすでに知事等に支払われた昭和三十二年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの期間にかかる給与は、この条例の規定による給与の内払とみなす。

(昭四一条例二六・旧第四項繰上)

(期末手当に関する特例措置)

3 平成十年三月に支給する期末手当に関する第九条の規定の適用については、同条の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成九年山口県条例

第三十一号)による改正後の職員給与条例第十六条の五第二項中「百分の五十五」とあるのは、「百分の五十」とする。

(平九条例三四・追加)

(旅費の特例)

- 4 旅費のうち車賃の額は、別表の規定にかかわらず、当分の間、一般職の職員等の旅費に関する条例の適用を受ける職員の車賃相当額とする。

(昭四八条例三二・全改、平九条例三四・旧第三項線下)

(条例の廃止)

- 5 次に掲げる条例は、廃止する。

知事等の給与に関する条例(昭和二十六年二月山口県条例第一号)

知事等の給与の特例に関する条例(昭和二十九年二月山口県条例第二号)

山口県旅費支給条例(昭和二十二年六月山口県条例第十八号)

(昭四一条例二六・旧第六項線下、昭四四条例二一・旧第三項線下、平九条例三四、旧第四項線下)

付 則(昭和三六年条例第二七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて昭和三十六年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に知事等に支払われた給与は、改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和三八年条例第七号)

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則(昭和三九年条例第六六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「新条例」という。)別表中常勤の監査委員に関する部分は昭和三十八年十月一日から、その他の部分は知事が定める日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過規定)

- 3 知事、副知事、出納長及び教育委員会の教育長の給与については、この条例の施行の日から知事が前項の規定により適用日を定める日の前日までの間は、なお従前の例による。

(給与の内払)

- 4 改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて昭和三十八年十月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に常勤の監査委員に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和三九年条例第九九号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定は、昭和三十九年十二月十七日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和四一年条例第二六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。
- (給与の内払)
- 2 改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて昭和四十一年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に知事等に支払われた給与は、改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和四三年条例第七号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例別表の規定は、昭和四十三年四月一日以後において知事が定める日(以下「適用日」という。)から適用する。
- (経過規定)
- 2 知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の給料については、この条例の施行の日から適用日の前日までの間は、なお従前の例による。

附 則(昭和四四年条例第二一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過規定)
- 2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例、山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例並びに知事等の給与及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和四五年条例第一二号)

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和四五年条例第三三号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 3 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例別表並びに改正後の山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例別表第二の規定は、昭和四十五年四月十七日以後に出発する旅行から適用し、改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例付則第三項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、これらの日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和四五年条例第三九号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四六年条例第三二号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。

(昭和四十六年規則第七二号で昭和四十六年一月二五日から施行)

- 2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の職員給与条例」という。)の規定、第三条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の知事等給与条例」という。)の規定及び第四条の規定による改正後の教育長の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、昭和四十六年五月一日から適用する。
- 14 改正前の職員給与条例、第三条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例及び第四条の規定による改正前の教育長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて切替期間に職員、知事、副知事、出納長、山口県公営企業管理者若しくは常勤の監査委員又は教育委員会の教育長に支払われた給与は、改正後の職員給与条例、改正後の知事等給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和四十七年条例第一六号)

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和四十八年条例第三二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例、山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、知事等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与及び旅費に関する条例の規定は、昭和四十八年四月一日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(旅費及び費用弁償の内払)

- 3 改正前の一般職の職員等の旅費に関する条例、山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、知事等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて、昭和四十八年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員、山口県議会議員、知事等及び教育長に支払われた旅費及び費用弁償は、それぞれ改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例、山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、知事等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与及び旅費に関する条例の規定による旅費及び費用弁償の内払とみなす。

附 則(昭和四十八年条例第五三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて昭和四十八年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に知事等に支払われた給与は、改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和四十九年条例第六四号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 2 知事等が、改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて、昭和四十九年十二月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和五〇年条例第二六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五二年条例第一七号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和五十二年七月一日から適用する。

(給与の内払)

- 2 知事等が、改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて、昭和五十二年七月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和五四年条例第二七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例(以下「改正後の職員等旅費条例」という。)の規定、改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の知事等給与条例」という。)の規定及び改正後の教育長の給与及び旅費に関する条例(以下「教育長給与条例」という。)の規定は、次項及び第四項に定めるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正後の職員等旅費条例第十六条第一項第六号、第二項及び第三項の規定、第十七条第一項第六号の規定、第十九条第一項の規定並びに別表の一の規定(着後手当に係る部分を除く。)、改正後の山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定、改正後の知事等給与条例別表の規定(着後手当に係る部分を除く。)並びに改正後の教育長給与条例別表の規定(着後手当に係る部分を除く。)は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和五四年条例第二九号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和五十四年九月一日から適用する。

(給与の内払)

- 2 知事等が、改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて、昭和五十四年九月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和五十六年条例第二四号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和五十六年九月一日から適用する。

(給与の内払)

- 2 知事等が、改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて、昭和五十九年九月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和六〇年条例第三五号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和六〇年規則第九五号で昭和六〇年一二月二六日から施行。ただし、附則第二十一項の規定は昭和六一年一月一日から施行)

附 則(昭和六一年条例第五号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和六十一年一月一日から適用する。

(給与の内払)

- 2 知事等が、改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて、昭和六十一年一月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成元年条例第二〇号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定は、平成元年七月一日から適用する。

(給与の内払)

- 2 知事等が、改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて、平成元年七月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成二年条例第二六号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成二年規則第七五号で平成二年一二月二六日から施行)

附 則(平成三年条例第二六号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成三年規則第七一号で平成四年一月一日から施行)

附 則(平成四年条例第六号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定は、平成四年一月一日から適用する。

(給与の内払)

- 2 知事等が、改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて、平成四年一月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成六年条例第三七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年条例第三六号)

この条例は、平成八年一月一日から施行する。

附 則(平成九年条例第三四号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則(平成一三年条例第四号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年条例第五八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条から第五条まで並びに附則第八項、第十項及び第十一项の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第五二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例、山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、知事等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成一五年条例第五八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第八項及び第九項の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第一〇四号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第十六条の八第二項の改正規定、第三条、第五条及び第七条の規定並びに次項、附則第七項から第九項まで、第二十一項及び第二十三項の規定 規則で定める日

(平成一七年規則第一四八号で平成一七年一二月二七日から施行)

二 第二条、第四条及び第六条の規定並びに附則第十項から第二十項まで、第二十二項及び第二十四項から第三十二項までの規定 平成十八年四月一日

- 2 第一条の規定(給与条例第十六条の八第二項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第三条の規定による改正後の山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定、第五条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定及び第七条の規定による改正後の教育長の給与及び旅費に関する条例の規定は、平成十七年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

- 21 この条例による改正前の山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、知事等の給与及び旅費に関する条例又は教育長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて平成十七年十二月に支給された期末手当は、改正後の山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、知事等の給与及び旅費に関する条例又は教育長の給与及び旅費に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(知事等の旅費に関する経過措置)

- 22 第六条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例の規定は、切替日以後に出発する旅行から適用し、切替日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(人事委員会への委任)

- 23 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則(平成一九年条例第六号)抄

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第八号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年条例第五二号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年条例第三五号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第四四号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(平成二六年規則第六三号で平成二六年一月二六日から施行)

- 2 第一条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の知事等給与条例」という。)の規定、第三条の規定による改正後の教育長の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定及び第五条の規定による改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第一条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例、第三条の規定による改正前の教育長の給与及び旅費に関する条例又は第五条の規定による改正前の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて平成二十六年十二月に支給された期末手当は、改正後の知事等給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成二七年条例第三号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第一五号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(平成二八年規則第九号で平成二八年三月二五日から施行)

- 2 第一条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の知事等給与条例」という。)の規定及び第三条の規定による改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第一条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例又は第三条の規定による改正前の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて平成二十七年十二月に支給された期末手当は、改正後の知事等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成二八年条例第五五号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

(平成二八年規則第六七号で平成二八年一二月二七日から施行)

- 2 第一条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の知事等給与条例」という。)の規定及び第三条の規定による改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第一条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例又は第三条の規定による改正前の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて平成二十八年十二月に支給された期末手当は、改正後の知事等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成三一年条例第六号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

(平成三十一年規則第九号で平成三十一年三月二六日から施行)

- 2 第一条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の知事等給与条例」という。)の規定及び第三条の規定による改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第一条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例又は第三条の規定による改正前の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて平成三十年十二月に支給された期末手当は、改正後の知事等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(令和元年条例第二三号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

(令和元年規則第二三号で令和元年一二月二五日から施行)

- 2 第一条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の知事等給与条例」という。)の規定及び第三条の規定による改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第一条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例又は第三条の規定による改正前の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて令和元年十二月に支給された期末手当は、改正後の知事等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(令和二年条例第四〇号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

附 則(令和三年条例第五六号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

附 則(令和四年条例第四五号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

(令和四年規則第五一号で令和四年一二月二六日から施行)

2 第一条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の知事等給与条例」という。)の規定及び第三条の規定による改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 第一条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例又は第三条の規定による改正前の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて令和四年十二月に支給された期末手当は、改正後の知事等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

別表(第四条、第十一条関係)

(昭四一条例二六・全改、昭四三条例七・昭四五条例一二・昭四五条例三九・昭四七条例一六・昭四八条例五三・昭四九条例六四・昭五〇条例二六・昭五二条例一七・昭五四条例二七・昭五四条例二九・昭五六条例二四・昭六〇条例三五・昭六一条例五・平元条例二〇・平四条例六・平六条例三七・平七条例三六・平一五条例五二・平一七条例一〇四・平一九条例六・平二〇条例八・平二一条例五二・平二七条例三・一部改正)

区分	給料月額		旅費
知事	一、二九〇、〇〇〇円		指定職の職務にある者の旅費相当額
副知事	一、〇二〇、〇〇〇円		
山口県公営企業管理者	八八〇、〇〇〇円		
教育長	八八〇、〇〇〇円		
人事委員会の常勤の委員	委員長	七一〇、〇〇〇円	九級の職務にある者の旅費相当額
	委員	五八〇、〇〇〇円	
常勤の監査委員	七一〇、〇〇〇円		

備考 旅費の欄中「指定職の職務」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第十一号に規定する指定職俸給表の適用を受ける者の職務をいい、「九級の職務」とは、同項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による九級の職務をいうものとする。

一般職の職員等の旅費に関する条例及び同施行規則の運用方針

乙第
14
号証

条例の部

第2条関係

第1項

第7号に規定する「扶養親族」とは、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年山口県条例第2号。以下「職員給与条例」という。）第9条第1項又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和27年山口県条例第6号。以下「学校職員給与条例」という。）第11条第1項の扶養親族をいうものとする。この場合において職員給与条例第9条第2項又は学校職員給与条例第11条第2項の規定による年齢の制限はないものとする。

第3条関係

第1項

職員で他の職務を兼ねるものがその兼ねる職務によって旅行した場合には、当該職務相当の旅費を支給するものとする。

第4項

「職員又は職員以外の者」とは、旅行命令権者を異にする職員又は職員以外の者をいうものとする。

第6項

「その他知事が定める事情」とは、宿泊施設の火災その他本人の責めに帰すべきでない理由で各任命権者が知事と協議して定めるものをいうものとする。

第4条関係

第2項及び第3項

旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は変更する場合には、旅行が条例第7条、第8条その他旅費の計算に関する規定の趣旨に合致して行われるように留意するものとする。

第4項

「知事が別に定める場合」とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合をいい、この場合においては、旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができるものとする。

- (1) 目的地が県外であり、かつ、当該目的地以外の目的地がないものとした場合の路程が100キロメートル以上の旅行（以下「路程100キロメートル以上の県外旅行」という。）以外の旅行
- (2) 公用の交通機関、自転車、徒歩又は旅行者以外の者の使用する自動車による旅行

- (3) 通信費等の負担がない旅行
- (4) 宿泊を伴わない旅行
- (5) 日額旅費が支給されない旅行

第5項

- 1 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、原則として、発令の日の翌日までに旅行命令簿等に記載又は記録しなければならないものとする。
- 2 旅行命令権者は、1の場合において旅行命令簿等に記載又は記録しないうちに旅行命令等を変更したときは、その変更した旅行命令等に基づいて旅行命令簿等に記載又は記録すれば足り、変更前の旅行命令等は記載又は記録しないことができるものとする。
- 3 旅行命令権者は、旅行命令簿等を当該旅行者に提示することができない場合には、その通知をもって提示に代えることができるものとする。

第6項

「知事が定めるもの」とは、旅費システム（電子計算機及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう。）の集合体であって、旅行命令等、旅費の請求その他旅費の取扱いに関する事務を一体的に処理するよう構成されたものをいう。以下同じ。）をいう。

第7条関係

「最も経済的な通常の経路及び方法」とは、この条例の規定の範囲内で、個々の旅行における交通機関の運行状況、乗換えの利便性、用務の開始時間及び終了時間、用務先までの距離、所要時間、旅行日数、運賃等を総合的に勘案して、旅行命令権者が合理的と認めた経路及び方法をいう。ただし、赴任に係る旅行については、この限りでない。

第8条関係

第1項

「知事が定めるところにより計算した路程」とは、旅費システムの電子地図その他これに類するものにより計算した現によつた経路に係る距離をいう。

第2項

- 1 旅費システムの電子地図その他これに類するものにより路程を計算し難い場合には、別に任命権者が定めるところにより路程を計算するものとする。
- 2 職員が公用の回転翼航空機を利用して旅行した場合には、国土交通省国土地理院発行の地形図等における出発地及び目的地間の直線距離の合計を路程とみなす。

- 3 地方公共団体の長（本県知事を除く。）その他路程の計算について信頼するに足りる者の証明により路程を計算することができる。

第14条関係

第5項に規定する「知事が定める電子計算機」とは、支払担当者等の使用に係る電子計算機をいう。

第16条及び第17条関係

- 1 「鉄道賃」又は「船賃」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第16条又は海上運送法（昭和24年法律第187号）第8条（同法第23条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づいて、鉄道運送事業者、旅客定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者がそれぞれ定めた運賃又は料金をいう。
- 2 「特別車両料金」とは、鉄道事業法第16条の規定に基づいて、旅客会社等（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第1項に規定する旅客会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第61号）附則第2条第1項に規定する新会社をいう。以下同じ。）が定めた特別車両の料金をいい、旅客会社等所有の特別車両が旅客会社等以外の鉄道運送事業者の線路に運行される場合に、当該鉄道運送事業者が鉄道事業法第16条の規定に基づいて定めた当該特別車両の料金を含むものとする。
- 3 「特別船室料金」とは、海上運送法第8条の規定に基づいて、旅客会社が国土交通大臣の許可を受けて定める特別船室の料金をいう。
- 4 往復割引乗車券が利用できる鉄道旅行における運賃の額は、往復割引運賃の額とする。
- 5 急行料金は一の急行券の有効区間ごとに計算するものとする。この場合において、普通急行列車を運行する線路による旅行で普通急行列車の客車の全席が座席指定となっている場合には、普通急行料金と座席指定料金の合計額を急行料金として支給するものとする。
- 6 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上の場合には、当該特別急行列車を利用する場合に限り、特別急行料金を支給するものとする。この場合において、新幹線の特別急行列車とその他の路線の急行列車又は特別急行列車とを相互に乗継ぎをする場合は、それらの乗継ぎに要する料金とする。
- 7 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上の場合には、当該普通急行列車を利用する場合に限り、普通急行料金を支給するものとする。ただし、特別急行料金が支給される場合は、普通急行料金は支給しないものとする。

- 8 条例第16条第1項の座席指定料金は一の座席指定券の有効区間ごとに計算するものとする。
- 9 条例第17条第1項の座席指定料金は、船室の設備の利用料金は含まないものとする。
- 10 条例第16条第1項及び第17条第1項の座席指定料金は、指定席を利用する場合に限り支給するものとする。

第19条関係

定期的に一般旅客営業を行っているバスを利用して旅行するのが通常の経路である陸路旅行の場合において、当該運賃の実費が当該旅行について支給される条例第19条第1項本文に定める車賃の額を超えるときは、当該運賃の実費額を車賃として支給することができる。ただし、県内旅行については、一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（昭和32年山口県条例第19号）付則第3項関係に定めるところによるものとする。

第26条関係

第1項ただし書に規定する「職員のための建設宿舍」とは、職員のために設けられた宿舍をいうものとする。

第27条関係

第1項に規定する「在勤地以外の同一地域」とは、県内においては別表に定める地域により区分するものとする。

第31条関係

- 1 職員の外国旅行に係る旅費を、当該職員の職務の等級（行政職給料表の適用を受けない者にあつては、一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則別表第4の規定による当該給料表の各級等に相当する行政職給料表の級）に対応する一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(1)の級の職務にある者の外国旅行の旅費相当額として支給する場合においては、その都度知事が定めたものとして処理して差し支えないものとする。ただし、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第39条に規定する支度料に相当する額については、支給しない。
- 2 職員が外国旅行に特有の準備及び携行品等を要するための経費（任命権者が特に認めるものに限る。）を支出した場合であつて、前項ただし書の規定を適用した場合に旅行することが困難である場合には、任命権者は、当該経費の支出を証明する書類によって旅費額を決定することができるものとする。
- 3 職員が海外視察団等に加入して旅行する場合であつて、当該外国旅行中に係る経費

が予定されている場合において、第1項の規定を適用した場合には不当に旅行の実費を超えることとなる場合又は旅行することが困難である場合には、任命権者は、第1項の規定にかかわらず当該海外視察団等の発行する見積書等及び経費の支出を証明する書類によって外国旅行中の旅費額を決定することができるものとする。

- 4 外国旅行における航空賃は、知事、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び山口県議会の議員又はこれらに相当する職務にある者に随行する旅行を除き、原則として最も下位の級の運賃とする。

第32条関係

第1項

「この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合」とは、次の各号に掲げる場合のように条例の規定どおりの旅費を支給することが旅費計算の建前に照らして適当でない場合をいい、この場合においては、任命権者は、当該各号に掲げる基準により旅費の調整を行うものとする。

- (1) 職員の職務の等級がさかのぼって変更された場合においては、当該職員が既に行った旅行については、その変更に伴う旅費額の増減は行わないものとする。
- (2) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用した場合においては、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料の全額を支給しないものとする。
- (3) 県の経費以外の経費から旅費が支給される場合においては、当該旅費のうち県の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は支給しないものとする。
- (4) 「のぞみ早特往復きっぷ」、「新幹線回数券」その他鉄道運送事業者が企画する切符を利用した場合においては、鉄道賃は現に支払った額を支給するものとする。
- (5) 鉄道の乗車券等と宿泊施設の利用券とが一体となった商品を利用した場合においては、当該商品の額から、次のアからエまでに掲げる商品の区分に応じて、それぞれ当該アからエまでに掲げる額に宿泊日数を乗じて得た額を控除した額を鉄道賃とみなすものとする。

ア 朝食及び夕食の支給される商品宿泊料の定額

イ 朝食のみ支給される商品宿泊料定額から、食卓料定額の3分の2に相当する額（その額に50未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とする。以下同じ。）を控除した額

ウ 夕食のみ支給される商品宿泊料定額から、食卓料定額の3分の1に相当する額

(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とする。以下同じ。)を控除した額

エ アからウまでに掲げる商品以外の商品宿泊料定額から食卓料定額に相当する額を控除した額

(6) 航空券と宿泊施設の利用券とが一体となった商品を利用した場合における航空賃の取扱いについては、前号の規定を準用するものとする。

(7) 路程100キロメートル以上の県外旅行以外の旅行において、通信費等の負担がない場合については、旅行雑費は支給しないものとする。ただし、公務上の必要により有料で駐車場を利用した場合で、当該旅行において支給される旅行雑費の額を超えない駐車場料金を負担した場合の旅行雑費の額については、現に支払った駐車場料金に相当する額とするものとする。

(8) 研修施設で実施される研修(別に任命権者が定めるものに限る。)に参加する場合においては、旅行雑費の額については1日につき300円とし、宿泊料の額については1夜につき1,200円とする。ただし、通信費等の負担がない場合については、旅行雑費は支給しないものとする。

(9) 県外の研修施設で実施される研修に参加する場合(当該研修施設と宿泊施設とが同一敷地内にある等により費用を負担して通所する必要がない場合に限る。)の滞在中の旅行雑費の額については、通信費等の負担の有無にかかわらず、1日につき1,200円とする。

(10) 旅行者が旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養した場合においては、当該医療中の旅行雑費及び宿泊料定額の2分の1に相当する額は支給しないものとする。

(11) 宿泊施設の利用料金の額が宿泊料定額に満たない場合においては、宿泊料を当該宿泊施設の利用料金の額に調整するものとする。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、当該宿泊施設の利用料金の額に、それぞれ当該アからウまでに掲げる額を加算した額(宿泊料定額を限度とする。)を宿泊料として支給するものとする。

ア 宿泊施設の利用料金の額に朝食代及び夕食代が含まれていない場合食卓料定額に相当する額

イ 宿泊施設の利用料金の額に朝食代が含まれていない場合食卓料定額の3分の1に相当する額

ウ 宿泊施設の利用料金の額に夕食代が含まれていない場合食卓料定額の3分の2

に相当する額

- (12) 実家、親戚宅、知人宅、無料宿泊施設その他宿泊施設の利用料金を支払う必要がない場所に宿泊した場合においては、食卓料定額に相当する額を宿泊料として支給するものとする。
- (13) 配偶者のある職員のうち配偶者と別居したことにより単身赴任手当（職員給与条例第2条又は学校職員給与条例第3条に規定する単身赴任手当をいう。以下同じ。）の支給を受けている職員が、配偶者の居住する住宅に宿泊した場合又は配偶者のない職員のうち子と別居したことにより単身赴任手当の支給を受けている職員が、当該子の居住する住宅に宿泊した場合においては、宿泊料は支給しないものとする。
- (14) 赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たない場合においては、その現実の路程に応じた移転料の額によるものとする。
- (15) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合に支給する着後手当の額は、それぞれ当該アからウまでに掲げる額によるものとする。
- ア 新在勤地に到着後直ちに職員のための建設宿舍又は自宅に入る場合旅行の区分に応じた旅行雑費定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額
- イ 赴任に伴う移転の路程が100キロメートル未満の場合旅行の区分に応じた旅行雑費定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額
- ウ 赴任に伴う移転の路程が100キロメートル以上300キロメートル未満の場合（アに該当する場合を除く。）旅行の区分に応じた旅行雑費定額の3日分及び宿泊料定額の3夜分に相当する額
- (16) 在勤地内における旅行については、公署から用務先までの一般的に利用しうる最短の経路の長さが2キロメートル未満である場合は、旅費は支給しないものとする。ただし、特に任命権者が旅費の支給を必要と認めた場合は、この限りでない。
- (17) 赴任に伴い住所又は居所を移転しない職員が自宅から直接新勤務公署へ旅行する場合の赴任に係る旅費については、支給しないものとする。
- (18) 通勤のため自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を使用している職員のうち通勤手当（職員給与条例第2条又は学校職員給与条例第3条に規定する通勤手当をいう。以下同じ。）の支給を受けている職員が、要勤務日に、自動車等を使用して、次のア又はイに掲げる旅行をする場合の車賃の額については、それぞれ当該ア又はイに掲げる額によるものとする。
- ア 住居地から直ちに目的地に向かい、用務終了後勤務公署に向かう旅行（以下「直行旅行」という。）又は勤務公署から目的地に向かい、用務終了後直ちに帰宅

する旅行（以下「直帰旅行」という。）自動車等の使用に係る車賃の額から、当該職員の通勤手当の定に係る自動車等を使用する片道の距離に対応する額を4で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）（以下「通勤調整額」という。）を差し引いた額

イ 住居地から目的地に直ちに向かい、用務終了後直ちに帰宅する旅行（以下「直行直帰旅行」という。）自動車等の使用に係る車賃の額から、通勤調整額に2を乗じて得た額を差し引いた額

(19) 通勤のため交通機関を利用している職員のうち通勤手当の運賃等相当額（職員給与条例第11条第2項第1号又は学校職員給与条例第13条第2項第1号に規定する運賃等相当額をいう。以下同じ。）が定期券の価額によって認定されている職員が、当該定期券に係る区間と重複する区間のある旅行をする場合については、当該重複する区間に相当する額の鉄道賃、船賃及び車賃については支給しないものとする。

(20) 通勤のため交通機関を利用している職員のうち通勤手当の運賃等相当額が回数乗車券等の通勤回数分の運賃等の額によって認定されている職員が、要勤務日に、当該回数乗車券等に係る区間と重複する区間のある直行旅行、直帰旅行又は直行直帰旅行をする場合については、当該重複する区間に相当する額の鉄道賃、船賃及び車賃については支給しないものとする。

第2項

次の各号に掲げる場合は、「この条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合」として、当該各号に定めるところにより旅費の調整を行うことができるものとする。この場合においては、知事に協議があったものとみなすものとする。

(1) 公務上の必要その他特別の事情により旅行命令権者が特別急行列車を利用することが適当と認める旅行で当該線路の利用区間が片道50キロメートル以上100キロメートル未満である場合は、当該線路の利用区間に係る自由席特急料金に相当する額を支給するものとし、当該支給額は、条例第16条に規定する鉄道賃として取り扱うものとする。

(2) 在勤地内における赴任を命ぜられた職員が、新勤務公署と旧勤務公署との間の地理的条件等の特殊事情により、やむを得ず住居を移転した場合で、特に任命権者が移転料の支給を必要と認めた場合においては、当該職員に対して、条例第26条第1項ただし書に規定する額の移転料を支給するものとする。

(3) 公務上の必要により有料で駐車場を利用した場合で、当該旅行において支給され

る旅行雑費を超える駐車場料金を負担した場合の旅行雑費の額については、現に支払った駐車場料金の相当する額とすることができるものとする。

(4) 条例第25条第1項第1号及び第2号に規定する扶養親族移転料のうち、12歳未満の者に対する航空賃の額については、当分の間、その移転の際における職員相当の航空賃の額を限度として、現に支払った額によることができるものとする。

附則第2項関係

知事、副知事、山口県公営企業管理者、教育長及び山口県議会の議員又はこれらに相当する職務にある者に随行する旅行で任命権者が「公務上の必要その他特別の事情があるもの」として特に認めたものについては、知事に協議があったものとみなすものとする。

一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（昭和33年山口県条例第19号）付則第3項関係

定期的に一般旅客営業を行っているバスを利用して旅行するのが通常の経路である県内陸路旅行の場合における第十九条に定める車賃は、当分の間、当該運賃の実費額を車賃として支給するものとする。

規則の部

第2条関係

「特例規定」とは、給料表の運用による昇格を受けてその職の属する職務の級の1級上位の職務の級とされる規定をいうものとする。

第2条の2関係

第6号

職員以外の者の職務の等級は、用務の内容及び行政職給料表の適用を受ける者との均衡を考慮して任命権者が定めるものとする。

第3条及び第4条関係

任命権者は、別表第1、別表第2の第1号様式又は別表第2の第5号様式によることが、特別な事情により困難である場合には、知事と協議してこれらの様式を変更して使用することができるものとする。ただし、別表第1の様式中

「

旅行命令権者			
--------	--	--	--

」欄の区分については、知事と協議があったものとみなし実情に応じて変更することができるものとする。

この場合においても同欄には、旅行命令権者及び予算担当者等が認印を押なつするものとする。

別表第1関係

「知事が定めるもの」とは、電子計算機に旅費システムを利用する者を識別する番号

を入力して、旅行命令簿等に記載又は記録すべき事項を旅費システムを使用して作成することをいう。

別表第2関係

「知事が定めるもの」とは、電子計算機に旅費システムを利用する者を識別する番号を入力して、旅費請求書に記載又は記録すべき事項を旅費システムを使用して作成することをいう。

別表第3関係

別表第3の第1.第4条第1号に規定する旅費請求書に添付すべき書類に関する部分第3号に該当する場合には、「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明するに足りる書類及びその支払を証明するに足りる書類」の添付に代えて、一般に公示された運賃表等により確認の上、処理することができるものとする。

○山口県庁用自動車管理規則

〔昭和51年8月31日〕
山口県規則第53号

山口県庁用自動車管理規則をここに公布する。

山口県庁用自動車管理規則

山口県庁用自動車管理規則(昭和28年山口県規則第92号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 整備(第7条—第9条)
- 第3章 使用(第10条—第14条)
- 第4章 雑則(第15条・第16条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるものを除くほか、庁用自動車の管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本庁 山口県会計規則(昭和39年山口県規則第54号。以下「会計規則」という。)第2条第3号に規定する本庁(山口県警察本部を除く。)をいう。
- (2) 課 会計規則第2条第5号に規定する課(山口県警察本部警務部会計課を除く。)をいう。
- (3) 出先機関 会計規則第2条第4号に規定する出先機関(山口県公安委員会の管理に属する行政機関を除く。)をいう。
- (4) 所属長 課及び出先機関の長をいう。
- (5) 庁用自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車で本庁及び出先機関において管理するものをいう。
- (6) 集中管理自動車 庁用自動車で会計管理局物品管理課において集中管理するものをいう。
- (7) 運転者 庁用自動車を運転する者をいう。

(昭54規則21・平9規則62・平11規則54・平14規則61・一部改正)

(庁用自動車に関する事務の総括)

第3条 会計管理局長は、庁用自動車に関する事務を総括する。

2 会計管理局長は、必要があると認めるときは、所属長に対し、庁用自動車について、報告を求め、実地に調査をし、又は必要な措置を求めることができる。

(所属長の職務)

第4条 所属長は、庁用自動車を常に良好な状態において管理し、その適正かつ効率的な使用を図るとともに事故の防止に努めなければならない。

2 所属長は、庁用自動車の管理及び使用状況を常に明らかにしておかなければならない。

(安全運転管理者等)

第5条 道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第1項に規定する安全運転管理者(以下「安全運転管理者」という。)は、所属長が選任する。

2 安全運転管理者は、庁用自動車の安全な運転に必要な業務を行う。

3 安全運転管理者を置く必要がない場合にあつては、所属長は、前項に規定する業務を行わせるため、安全運転管理担当者を選任するものとする。

(副安全運転管理者)

第5条の2 道路交通法第74条の3第4項に規定する副安全運転管理者(以下「副安全運転管理者」という。)は、所属長が選任する。

2 副安全運転管理者は、安全運転管理者の業務を補助する。

(昭54規則21・追加)

(整備管理者等)

第6条 道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者(以下「整備管理者」という。)は、所属長が選任する。

2 整備管理者は、庁用自動車の点検及び整備並びに庁用自動車の車庫の管理に関する業務を行う。

3 所属長(第1項の規定により整備管理者を選任する者を除く。)は、必要があると認めるときは、前項に規定する業務を行わせるため、整備管理担当者を選任することができる。

4 整備管理者を置く必要がなく、かつ、整備管理担当者を選任していない場合にあつては、所属長は、安全運転管理者又は安全運転管理担当者に第2項に規定する業務を行わせるものとする。

(平8規則22・一部改正)

第2章 整備

(庁用自動車経歴簿の備付)

第7条 所属長は、庁用自動車経歴簿(別記第1号様式)を備え、必要な事項を記載し、常に整理しておかなければならない。

(庁用自動車の日常点検)

第8条 運転者は、1日1回、庁用自動車の運行の開始前に、日常点検表(別記第2号様式)により庁用自動車を点検し、その結果を、整備管理者又は整備管理担当者(以下「整備管理者等」という。)が置かれている場合にあつては整備管理者等に、整備管理者等が置かれていない場合にあつては安全運転管理者又は安全運転管理担当者に報告しなければならない。

(昭59規則13・平8規則22・一部改正)

第9条 削除〔平成20年規則第9号〕

第3章 使用

(庁用自動車の使用の原則)

第10条 庁用自動車は、公務以外の目的に使用してはならない。

(集中管理自動車以外の庁用自動車の使用)

第 11 条 集中管理自動車以外の庁用自動車を使用しようとする者は、庁用自動車使用伺簿(別記第 4 号様式)により、所属長の承認を受けなければならない。

(集中管理自動車の使用)

第 12 条 集中管理自動車を使用しようとする課の長は、使用しようとする日の前日までに物品管理課長に配車の申込みをしなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由のあるときは、その都度配車の申込みをすることができる。

2 物品管理課長は、前項の配車の申込みを受けた場合において、当該配車の申込みの目的が適当であると認めるときは、配車の承認をし、当該配車の申込みをした課の長に、その旨を通知するとともに、当該集中管理自動車の運転者に運行の指示をしなければならない。

(昭 56 規則 6・平 9 規則 62・平 11 規則 54・平 14 規則 61・一部改正)

(集中管理自動車の使用に係る経費)

第 13 条 物品管理課長は、別に定める基準により一月ごとの集中管理自動車の使用に係る経費を算定し、翌月 15 日までに当該集中管理自動車を使用した課の長に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた課の長は、その月末までに所定の手続を行わなければならない。

(平 9 規則 62・一部改正)

(運転日誌等の提出)

第 14 条 運転者は、1 日の運転業務を終了したときは、当該庁用自動車の点検及び清掃を行い、所定の場所に格納した上、運転日誌(別記第 4 号様式)に必要な事項を記載し、当該庁用自動車のかぎとともに所属長に提出しなければならない。

第 4 章 雑則

(研修)

第 15 条 所属長は、運転者に対し、運転及び整備に関する研修の機会を与えなければならない。

(平 8 規則 22・旧第 16 条繰上)

(交通事故の報告等)

第 16 条 運転者は、その運転する庁用自動車について交通事故が発生したときは、直ちにその旨を所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の報告を受けたとき又は交通事故が発生したことを知ったときは、直ちに実情を調査し、必要な措置をとらなければならない。

(平 8 規則 22・旧第 17 条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和 51 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による自動車経歴簿その他の用紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに所要の調整をして使用することができる。

(山口県事務委任規則の一部改正)

3 山口県事務委任規則(昭和 44 年山口県規則第 21 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう)略

附 則(昭和54年規則第21号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年規則第6号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年規則第13号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第22号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第8条の見出しの改正規定、同条の改正規定(「運行前点検表」を「日常点検表」に改める部分に限る。)、別記第2号様式の改正規定(「整備管理者印」を「整備管理者等印」に改める部分を除く。)並びに同様式の注1及び備考の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年規則第62号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第54号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第61号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第54号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項及び第5条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第9号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年規則第2号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第31号)

この規則は、令和3年3月16日から施行する。

集中管理自動車配車申込書

物品管理課長 様

秘書課長

下記のとおり使用したいので、申し込みます。

記

乙第16号証の1

申込区分			運転士付き	用務	知事用務	担当	伊本(内線2092)	
使用日			出発		行き先		帰着	備考
4	11	月						
4	12	火	9:00	県庁	10:00	山口宇部空港	11:25	— JAL292
4	13	水						
4	14	木		—	12:55	山口宇部空港	14:35	県庁 ANA3813
4	15	金						
4	16	土						
4	17	日						
4	18	月						
4	19	火		県庁	15:00	山口グランドホテル	15:20	県庁
4	20	水						
4	21	木		県庁	16:00	ホテルニュータナカ	19:15	自宅
4	22	金						※萩美術館・浦上記念館 中止
4	23	土						
4	24	日						
4	25	月						
4	26	火						
4	27	水						
4	28	木		県庁	15:30	セミナーパーク	16:45	自宅
4	29	金		自宅	10:30	山口県護国神社	12:15	自宅
4	30	土						
5	1	日						

乙第
16
号証
の
2

集中管理自動車配車申込書

物品管理課長 様

秘書課長

下記のとおり使用したいので、申し込みます。

記

申込区分			運転士付き		用務	知事用務	担当	伊本(内線2092)	
使用日	出発		行き先				帰着		備考
4	18	月							
4	19	火	14:25	県庁	15:00	山口グランドホテル	15:20		県庁
4	20	水							
4	21	木	15:40	県庁	16:00	ホテルニュータナカ	17:15		自宅
4	22	金							
4	23	土							※萩美術館・浦上記念館 中止
4	24	日							
4	25	月							
4	26	火							
4	27	水							
4	28	木							※セミナーパーク 中止
4	29	金		自宅	10:30	山口県護国神社	12:15		自宅
4	30	土							
5	1	日							
5	2	月		県庁	13:00	コープやまぐち本部	13:30		県庁
5	3	火							
5	4	水							
5	5	木							
5	6	金							
5	7	土							
5	8	日							

集中管理自動車配車申込書

物品管理課長 様

秘書課長

16

下記のとおり使用したいので、申し込みます。

記

9
3

申込区分			運転士付き	用務	知事用務	担当	伊本(内線2092)		
使用日			出発		行き先		帰着		備考
4	25	月	8:40	自宅	9:40	山口宇部空港	11:15	—	ANA3812
			—	—	19:10	山口宇部空港	20:50	自宅	ANA699
4	26	火							
4	27	水							
4	28	木							※セミナーパーク 中止
4	29	金	10:15	自宅	10:30	山口県護国神社	12:15	自宅	
4	30	土							
5	1	日							
5	2	月		県庁	13:00	コープやまぐち本部	13:30	県庁	
5	3	火							
5	4	水							
5	5	木							
5	6	金							
5	7	土							
5	8	日							
5	9	月							
5	10	火							
5	11	水							
5	12	木		自宅	9:00	KDDI維新ホール	9:45	県庁	
5	13	金							
5	14	土							
5	15	日		自宅	10:00	千秋楽 味楽亭(秋市)	11:20	—	
				—	13:00	山口県立大学	15:15	自宅	

平 3 0 長 寿 社 会 第 9 5 9 号
平成 3 1 年 (2019 年) 1 月 2 5 日

乙
第
17
号
証

日本基督教団宇部緑橋教会 様

山口県健康福祉部長寿社会課長

「知事の山口県護国神社参拝を取り止めることの要望」について (回答)

2018年12月11日付けで要望のありましたこのことについて、下記のとおり回答
します。

記

山口県護国神社慰霊大祭について、県は、これまでも県遺族連盟等からの案内を受け、
知事や健康福祉部長等が出席してきたところです。

県では、平常業務として戦没者遺族等の援護に関する業務を担当しており、この慰霊大
祭には多数の御遺族が参列されていることから、戦没者及び御遺族に対する社会的儀礼と
して参列し、県を代表して御遺族の皆様に挨拶をしているところです。

今後も案内があれば、知事や健康福祉部長等が出席し、戦没者及び御遺族に対する慰藉
慰霊の意を表してまいりたいと考えています。

日本基督教団宇部緑橋教会 様

山口県健康福祉部長寿社会課長

「知事の山口県護国神社参拝に関する質問と要望」について (回答)

2019年3月18日付けで要望のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

【質問項目 1】

案内状は、山口県遺族連盟、山口県護国神社、山口県護国神社崇敬奉賛会、英霊にこたえる会の4者連名で発出されており、当該4者が主催者であると考えています。

【質問項目 2】

資料が残っている平成8年以降は出席していますが、それ以前は不明です。

【質問項目 3】

質問項目 1 を御覧ください。

【質問項目 4】

春季慰霊大祭には、知事、健康福祉部長、長寿社会課長及び同課援護班長の4名が出席し、秋季慰霊大祭には、健康福祉部長、長寿社会課長及び同課援護班長の3名が出席しています。

なお、春季・秋季とも慰霊大祭は、午前10時30分から午後0時15分まで出席しています。

【質問項目 5】

知事は公用車、他の職員は公用使用の職員の自家用車で移動しています。

【質問項目 6】

玉串料や真榊料などは、奉納していません。

【質問項目 7】

山口県遺族連盟から、全戦没者の英霊を慰め、その遺徳を顕彰するため、他の宗教施設において開催する慰霊祭等への案内があった場合、出席について検討します。

【質問項目 8】

慰霊大祭には、多数の御遺族が参列されていることから、戦没者及び御遺族に対する社会的儀礼として参列しているものです。

【質問項目 9】

戦没者の慰霊に関することについては、長寿社会課の分掌事務であるため、長寿社会課長名で回答しています。また、権利の得喪に関係のない回答文書については、公印省略としています。